

鳥取県医師会報

CONTENTS

平成21年6月

巻頭言

医師夜間勤務の対価は 監事 清水 正人 1

理事会

第2回理事会 3

諸会議報告

鳥取県医師会産業医部会運営委員会 10

平成21年度学校医部会運営委員会 12

新型インフルエンザ対策に関する県との打合せ会 15

生活保護法による指定医療機関個別指導計画打合せ会 18

第3回都道府県医師会公益法人制度改革担当理事連絡協議会 20

日本医師会女性医師支援センター・シンポジウム 倉吉病院 坂野 真理 22

お知らせ

「禁煙指導医・講演医」養成のための講習会開催について 27

第1回鳥取県医師会産業医研修会開催要項 28

訃報

29

糖尿病診療一口メモ

30

健対協

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（5月分） 31

感染症だより

「予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行」等について 32

日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A（平成21年5月末更新版）について 34

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報） 35

医師国保だより

平成21年度全国国民健康保険組合協会中国・四国支部総会 36

平成21年度全国国民健康保険組合協会中国・四国支部委託研修会 38

歌壇・俳壇・柳壇

茎なきたんぽぽ	米子市 芦立 巖	40
麦まんま	倉吉市 石飛 誠一	40
健康川柳 (16)	鳥取市 塩 宏	41

会員の声

老爺心から—保険診療 (指摘事項—その5)—	南部町 細田 庸夫	42
------------------------	-----------	----

フリーエッセイ

人物伝；世界同時不況から	鳥取市 田中 敬子	43
大雪降った！ 李がなった！	鳥取市 中塚嘉津江	44

医会だより—産婦人科医会

平成21年度日本産婦人科医会鳥取県支部総会		45
-----------------------	--	----

東から西から—地区医師会報告

東部医師会	広報委員 小林恭一郎	47
中部医師会	広報委員 井東 弘子	48
西部医師会	広報委員 岩本 好吉	48
鳥取大学医学部医師会	広報委員 豊島 良太	49

県医・会議メモ

50

会員消息

51

保険医療機関の登録指定、異動

51

編集後記

編集委員 神鳥 高世 52

挿し絵提供／田中香寿子先生 芦立 巖先生

会員各位

平成21年度鳥取県医師会定例総会ご案内

—特別講演は参議院議員 西島英利先生—

鳥取県医師会長 岡 本 公 男

向暑の砌 会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年度鳥取県医師会定例総会を下記により開催致しますので、ご案内申し上げます。

なお、本年度の特別講演には、参議院議員 西島英利先生をお招きしましたので、多数ご参集くださるようお願い申し上げます。

記

1. 期 日 平成21年7月4日（土）午後4時30分
2. 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
3. 日 程
 - 1) 開 会 16:30
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 表 彰
 - 4) 議事録署名人選出
 - 5) 報 告
 - ・庶務及び会計の概況に関する事項
 - ・事業の概況に関する事項
 - ・代議員会において議決した主要な議決に関する事項
 - 6) 鳥取医学賞講演 16:50
「黄砂と健康被害～乾燥地保健医学の取り組み～」
日野病院外科医長 大 谷 眞 二 先生
 - 7) 特別講演 17:10
「社会保障の課題」
参議院議員 西 島 英 利 先生
 - 8) 閉 会 18:10
 - 9) 懇 親 会
会場 ホテルニューオータニ鳥取 鳥取市今町

※日本医師会生涯教育講座 5単位

参議院議員 西島英利（にしじま ひでとし）先生略歴

昭和52年 日本医科大学医学部卒業

平成10年 日本医師会常任理事

16年7月 参議院議員初当選

19年9月 自由民主党 国会対策副委員長（現職）

その他にも多くの要職を歴任



医師夜間勤務の対価は

鳥取県医師会 監事 清水 正 人

医師不足が叫ばれて久しいが、国からも日医からも有効な解決策が示されないまま、医療現場をめぐる現状はますます厳しい状況となってきた。そのなかで今年3月には東京都の総合周産期母子医療センターの指定を受けている病院にて労働基準監督署の指導があり、また4月には奈良県の県立病院産科医の宿当直勤務に関して、労働基準法に照らし合わせての司法判断が示された。この労働基準法に照らし合わせての医師の労働時間に関する判断は、今後大きな問題となるであろうと思われる。

労基法は労働時間を原則週40時間と定め、時間外労働も労使間で協定を結んだ場合、1ヶ月45時間まで認められる。一方、宿直については「巡回や電話番などの軽度な勤務」「十分な睡眠が取れる」などを条件に労働時間とは別枠で、労働基準監督署長の許可で例外的に認められてきたものである。当然個々の施設によって実態は異なるであろうが、全国に218ヶ所ある救急救命センターをはじめとして、労基法の趣旨から外れる勤務実態の施設は多々あると思われる。

奈良県立病院の件では、奈良地裁が産科医の夜間や土曜休日の日直勤務について労基法上の時間外労働に当たるとの判断を示し、奈良県に割り増し賃金の支払いを命じたものである。この判決に対する見方はいくつかあると思われるが、厳しい環境下にある産科医の待遇の在り方を示しただけではなく、医療費削減の流れの中で起きている医療崩壊に対する立法政策的解決を求めているのものであるとも考えられる。東京都の病院には労基署の監査が入り、やはり産科医の宿直は労基法に抵触しているとの指摘を受けて勤務体制の改善を指導されたとのことである。この労基署が病院の監査に入り指導を行ったということは、今後の方向性を示しているのではないかと考えられるが、夜間勤務は「当直」ではなく「時間外勤務」として扱うという方向性は現実にはとても大きな問題であり、どこの病院でもすぐに対応できるわけではない。

現状では医師の時間外勤務を労基法の規定通りに運用すると、間違いなく地域医療は破綻してしまうと思われる。しかし方向性が示された以上はどんな対策が必要なのか、日本医師会として金銭面での要求すべきところは要求し、限られた医師数のなかで集約化できるところは地域医療の枠組みの中で協力しあい、また夜間救急のコンビニ化とな

らないように住民の方々とのコミュニケーションを図るなどの対策が必要になると思われる。このように日医、県医師会、地区医師会それぞれの役割での活動が必要であろう。

やはり最終的に必要なのは医療への財源の振り分けとなってくるとされる。国として当直が「夜勤」であると言ったからには、夜勤手当に相当するだけの医療費の増額は必要であり、また従事する医師を育てることが不可欠である。全国の「当直」を行っている医師に適切な夜勤手当を支払った場合の財源を試算すると、2,000億円程度との試算もあり小泉改革で2,200億円の毎年の削減を撤廃すれば充填できる程度の金額であると考えられる。

医師の善意に頼りながら「世界に冠たる」医療制度を築いてきた日本の制度が崩れつつある今、もう一度医師会を中心としてすべての国民に安心して、安価な医療が提供されるにはどうあるべきであるかを議論すべきであると考ええる。



第 2 回 理 事 会

- 日 時 平成21年 5 月21日（木） 午後 4 時～午後 7 時20分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本会長、野島・富長両副会長
宮崎・渡辺・天野・神鳥各常任理事
吉中・吉田・明穂・井庭・重政・笠木・米川各理事
清水・笠置両監事
板倉東部会長、池田中部会長、魚谷西部会長

議事録署名人の選出

天野・神鳥両常任理事を選出した。

報告事項

1. 前回常任理事会の主要事項の報告

〈宮崎常任理事〉

4月30日、県医師会館において開催した。

会議録は、地区医師会へ送付するとともに、県医メーリングリストへの投稿、会報への掲載を行うこととしている。

2. 「感染症対策の支援に関する協定」調印式の立会報告〈岡本会長〉

5月1日、鳥取県と鳥取大学の間で協定が締結されたことに伴い、その調印式が県庁において行われ、立会人として出席した。

協定を締結する目的は、新型インフルエンザ対策でウイルス研究の専門家がいる鳥取大学が、治療アドバイスや必要に応じて医療機関に医師派遣し、医療体制を確保することである。協定では、感染症指定医療機関（県立中央病院、県立厚生病院、済生会境港総合病院）へ可能な限り支援業務を行うとし、医療提供のほか重症患者の診断、治療の指導助言を行うこととなっている。なお、鳥取県医師会としても、新型インフルエンザが発生

した際は支援を惜しまないことを約束した。

3. 健保 新規個別指導の立会い報告

〈吉田理事〉

5月1日、東部地区の2診療所を対象に実施された。開設者が同じサテライト診療所の場合、病院から診療所へ移った患者は症状が同じなら原則再診とし初診料は算定できないこと、利便性が目的なのに院外処方箋を本院にFAXしているが、少数なら病院から薬を持参してはどうか、特定薬局に誘導しないよう注意すること、薬局が患家や診療所に配達しないこと、施設を利用して週1回診療しているためカルテを病院から持参しているが診療録は原則診療所にあるべきであり検討の余地があること、病院での処方カルテにベタ貼りしないこと、病名の根拠や投薬の根拠が不明で投薬したり、検査のない病名がついていたり、病名もれがみられること、指導料算定の際は事務職や看護師の判断でなく医師自らの判断で算定し、かつ指導内容をきちんと記載すること、特定疾患療養管理料算定の際は主病名を記載して指導内容も明確にすること、慢性疾患指導管理料算定の際は具体的な内容をカルテに記載すること、などの指摘がなされた。

〈吉中理事〉

5月12日、中部地区の1診療所を対象に実施された。経口摂取が十分取れている患者にビタミン剤が使用されているため必要性和効果判定をカルテにきちんと記載すること、電話再診料は治療上の意見や治療指針を伝える時だけに請求すること、などの指摘がなされた。

〈宮崎常任理事〉

5月15日、東部地区の3診療所を対象に実施された。夜間早朝加算算定の際は時刻を記載すること、外来管理加算算定の際は時間要件を記載すること、在宅自己注射指導管理料算定の際は要点・指導内容・緊急時連絡先を記載すること、悪性腫瘍特異物質治療管理料算定の際は検査結果・治療計画を記載すること、特定疾患療養管理料（高血圧）は他施設で処方（自施設で処方なし）されている症例に対して算定しないこと、抗菌剤点滴静注について病名もれ及び症状等のカルテ記載がないこと、糖尿病の患者に対して指導内容の記載がないのに療養指導管理料を算定しないこと、などの指摘がなされた。

4. 産業医部会運営委員会の開催報告

〈吉田理事〉

5月7日、県医師会館において鳥取労働局及び鳥取産業保健推進センターにも参集いただき、開催した。

主な議事として、平成20年度事業報告及び平成21年度事業計画、などについて報告、協議、意見交換を行った。平成21年度は、例年どおり各地区において、基礎研修と生涯研修を合同で、基本テーマを「労働安全衛生法」「メンタルヘルス対策」「新型インフルエンザ対策」「女性勤労者の健康管理」「メタボリックシンドローム対策」として開催する。また、平成17年度から実施している「基礎前期研修会」は、日医認定産業医以外の全会員を対象にアンケート調査を実施し、開催希望が多ければ、鳥取産業保健推進センターとの共催で開

催することとした。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

なお、その後行った「基礎前期研修会の開催に関するアンケート調査」の結果、開催希望者が少ないことから、平成21年度は開催しないこととした。

5. 鳥取県後期高齢者医療懇話会の出席報告

〈天野常任理事〉

5月12日、湯梨浜町役場東郷支所において開催された。

平成20年度の鳥取県における後期高齢者の現状は、月平均で受給者数83,253人、医療費61,101円であった。老人医療費（平成19年度）と後期高齢者医療費（平成20年度）を比較してみると約3億円減少している。また、後期高齢者健康診査実施状況は健診受診率21.15%（詳細項目を実施した者13.49%、健康診査と生活機能検査との同時実施66.53%、特定高齢者22.43%）であった。

平成20年度の保険料収納状況では普通徴収（納付者又は口座振替で納付）が段々と減少していき、2月分の徴収では90.02%であった。保険料滞納者に対しては、まず短期被保険者証の交付により納付交渉の機会を図るとともに、悪質な滞納者については滞納処分や資格証明書の交付も視野に入れるなどの対応により、保険料の収納確保を目指すこととなった。具体的には平成21年7月の更新時（有効期間は8月から）に該当事者に対して有効期限3ヶ月の短期証を一律交付し、10月の更新以降は3ヶ月、もしくは6ヶ月の短期証を状況に応じて交付する。なお、「災害、病気、事業の休廃止、失業等があったことにより、保険料を納付することが出来ないと認められる場合」と「現に診療等を受けている又は受ける予定のある被保険者については、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となると認められる時」は、資格証明書を交付しないこととした。

6. 鳥取県臓器バンク理事会の出席報告

〈岡本会長〉

5月14日、県医師会館において開催された。

議事として、平成20年度事業報告・収支決算及び収支差額の処分、平成21年度収支予算の変更、監事の選任、などについて協議、意見交換が行われた。鳥取県臓器バンクは公益法人を目指しているとのことであった。

7. 学校医部会運営委員会の開催報告

〈笠木理事〉

5月14日、県医師会館において開催した。

「平成20年度学校医部会事業」「日医学校医講習会」「日医母子保健講習会」などについて報告があった後、「平成21年度研修会開催テーマ等」「日医・中国四国・県教委との連絡協議会の出席者及び提出議題」「麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)接種率の向上」などについて協議、意見交換を行った。

研修会では、昨年度同様に新任の学校医・養護教諭を対象にした研修・意見交換を行うこと、新型インフルエンザについてディスカッションする場を設ける等とし、講演内容によっては抄録を会報に掲載して周知することとした。また、MRワクチン接種率の向上について本会から県教育長宛にお願い文書を発送したところであるが、地区医師会からも各市町村教育長宛にお願いしていただくこととなった。

なお、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」記入に際しての文書料の扱いは原則として診断書と同等の扱いとし、文書料が必要であると学校に周知されているが、学校現場から、料金が必要であれば受診勧奨できないので無料にして欲しいとの意見が県教育委員会に出された。このため、主治医が学校医の医療機関を相手先として「診療情報提供料」として保険請求できないのか問い合わせてみるなど、今後よりよい方策を検討していくこととなった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

8. 新型インフルエンザ対策に関する県との打合せ会の開催報告〈笠木理事〉

5月17日、県医師会館において、新型インフルエンザ患者が神戸市で発見されたことに伴い、本日の理事会後に開催予定としていたが、急遽開催した。

県からは磯田県福祉保健部長、藤井次長兼健康政策課長、大口医療政策課長、各福祉保健局代表者が、医師会からは岡本会長、宮崎常任理事、地区医師会代表者が参集し、資料をもとに県から「5月16日に開催された第4回対策本部会議の概要」「神戸市事例をふまえた症例定義(案)」「鳥取県の発熱外来・入院病床の状況等」について説明があった後、今後の本県における対応について協議、意見交換を行った。

今後は、県と医師会が随時連携をとりながら、引き続き対応策について協議を重ねていき、まずは新型インフルエンザに関する家庭用のチラシ、本日の協議を踏まえ修正した症例定義、一般の医療機関においてA型インフルエンザが検出された場合の対応の流れについて会員へ周知することとした。また、パンデミック期に発熱患者を診察していただける医療機関を地区医師会経由で手上げ方式により募集することとなった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

9. 公開健康講座の開催報告〈神鳥常任理事〉

5月21日、県医師会館において開催した。

テーマは「人工万能細胞と再生医療～医療がどうかわるのか?～」、講師は鳥取大学大学院医学系研究科機能再生医科学専攻遺伝子医療学部門教授 汐田剛史先生。

10. 生保 指導打合せ会の出席報告〈富長副会長〉

5月21日、県医師会館において開催され、常任理事会メンバーとともに出席した。

平成20年度は13病院(一般8、精神5)を対象に実施された。一般科での主な指摘事項は、診療録(カルテ)の記載状況では、「病名整理」「診療

内容・治療計画の要点の記載漏れ」「医師のサイン漏れ」、レセプトの記載状況では、「病名整理」「病名の記載漏れ」などであった。

平成21年度の個別指導対象医療機関の選定基準、検査及び指摘事項、指導の方法等について説明があった。内容については前年度と同様で、対象医療機関は12施設（一般9、精神3）とする計画案を了承した。この中で、概ね個別指導の実施サイクルは一般科3年、精神科2年となっている。生活保護患者数の少ない医療機関については長期間、実施されていないのが問題であるため、5年に1度程度は実施すべきと提案を行った。

また、会員から生活保護の医療扶助について問い合わせがあった。県から回答いただいた内容を会報に掲載し、会員へ周知することとした。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

11. その他

* 5月15日（金）ホテルセントパレス倉吉において、旭日双光章を受章された元中部医師会長門脇好登先生の叙勲受章祝賀会が県医師会と中部医師会との共催で開催された。平井知事をはじめ、岡本会長以下県医師会役員も出席し、多数の参加者で大変盛会であった。
〈天野常任理事〉

協議事項

1. 新型インフルエンザ対策について

現在、県行政では、総合発熱相談センターの設置、発熱外来13ヶ所の設置（感染症指定医療機関3＋協力医療機関10）、入院病床の確保などの医療体制をとっているが、第3段階（感染拡大期～まん延期）になった場合、対応できないことが十分に予想されることから、一般診療所等についても、「発熱外来協力医療機関」として患者の診療に当たる必要性が出てくる。

このような中、平井知事から発熱外来設置についての協力要請があったため、鳥取県医師会としては要請に応えることとし、県内の診療所に協力

を依頼し、新型インフルエンザの感染拡大時に診療にあたる「発熱外来協力医療機関」を地区医師会経由で確保・登録することとした。登録した医療機関名簿は県行政に報告するとともに、必要に応じて県民に情報提供する。また、協力医療機関にはマスク、手袋等の消耗品を県行政が一定量を無償配布する予定である。濃厚接触者に対するタミフル等の予防投与は県が感染拡大防止のため必要と判断した場合には県が備蓄しているタミフル等をあて、国・県備蓄のタミフル等の市場への供給については、市場の供給が不足した段階で、通常の商取引と同様に卸売業者経由で放出する予定である。

なお、協力医療機関のスタッフが、不幸にも新型インフルエンザに罹患し診療に支障をきたした場合等に備え、県から国へ補償制度を設けていただくことを要望していただき、不可能であれば、県独自の補償制度を設けて欲しいことを要望していきたいと考えている。

2. 健保 新規個別指導の立会について

次のとおり、役員が立会することとした。

○5月27日（水）午後1時30分

西部3診療所－井庭理事

○5月29日（金）午後1時30分

西部3診療所－富長副会長

3. 中国四国医師会連合総会について

6月6日（土）松江市において開催される標記総会第1～4分科会における出席者及び提出議題に対する回答等について確認を行った。

なお、第2分科会において、急遽新型インフルエンザに関する討議が行われることになり、笠木理事を中心に鳥取県の体制、今後の方針を提出することとした。

4. 鳥取県看護協会通常総会の出席について

6月28日（日）午前10時から鳥取県看護研修センターにおいて開催される。岡本会長が出席する

こととした。

5. 全国有床診療所連絡協議会の出席について

8月1・2日（土・日）熊本市において、「有床診療所を医療崩壊の救世主に一鍵を握る入院基本料引上げ」をメインテーマに開催される。米川理事が出席することとした。

6. 永年産業医功労による鳥取県医師会長表彰の被表彰者について

7月2日（木）午後1時から米子市文化ホールで開催される鳥取県産業安全衛生大会の席上において、この度西部医師会から推薦いただいた候補者2名を表彰することとした。なお、当日は、会長代理として米川理事が出席する。

7. 会報編集委員会・広報委員会の開催について

6月25日（木）午後5時から県医師会館において開催することとした。

8. 第22回鳥取外傷セミナーJPTECプロバイダーコースの開催について

6月28日（日）午前8時30分から東部広域行政管理組合消防局において開催される。野島副会長が出席し、挨拶を述べることとした。

なお、本セミナーの開催目的は、地区メディカルコントロール協議会の中心となる医療関係者にJPTECの概念の理解を得て鳥取県下のJPTECインストラクターとプレインストラクターを養成するためである。

9. 国保連合会との懇談会の開催について

7月2日（木）午後5時から県医師会館において開催することとした。出席者は常任理事会メンバー及び各地区医師会代表者1名とする。何か議題があれば事務局まで連絡をいただきたい。

10. 第179回鳥取県医師会臨時時代議員会の開催について

7月4日（土）午後3時から県医師会館において開催することとした。主な議案は、平成20年度会務報告と収支決算である。

11. 鳥取県医師会定例総会の開催について

7月4日（土）午後4時30分から県医師会館において開催することとした。特別講演の講師を西島参議院議員にお願いしているため、多数の参加をよろしく願いたい。

12. 禁煙指導医・講演医養成のための講習会開催について

平成21年度も引き続き、県医師会・地区医師会との共催により、各地区で講習会を開催し、この講習会（東・中・西の3会場で開催されるうちの一つ）に出席することを本会HPにリストを公表するための条件とした。

現時点での各地区での講習会日程および内容については、下記のとおりである。

【東部】

日時 平成21年7月11日（土）午後5時
場所 東部医師会館
演題 「動機づけ面接法～禁煙する気のない人への支援スキル～」
講師 新中川病院内科・禁煙外来 加濃正人先生

【西部】

日時 平成21年9月5日（土）午後7時
場所 西部医師会館
演題 「禁煙外来の実際とその考え方」
講師 安陪内科医院院長 安陪隆明先生

13. 第1回産業医研修会の開催について

7月12日（日）午後1時から県医師会館において開催することとした。研修単位は認定産業医及び未認定産業医ともに5単位。

14. 新公益法人制度に関する日本医師会の出前説明会について

日医では、公益法人改革に対応するための情報提供の一環として、医師会の役員及び事務局員を対象に都道府県医師会主催(郡市区医師会共催可)で出前説明会を企画しており、鳥取県において開催するかどうか問い合わせがきている。

本件については、5月28日(木)日医会館において開催される「公益法人制度改革担当理事連絡協議会」に岡本会長、明穂理事、谷口事務局長が出席するため、協議会での内容を参考に、鳥取県において出前説明会を開催するかどうか検討することとなった。

15. 第18回中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会の開催について

中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会は2年に1回各県持ち回りで開催される。第18回(平成23年度)は、過去の順番からいくと鳥取県の当番の予定であり、3月の理事会において中部医師会で運営を引き受けていただけるかどうか打診したところである。

この度、中部医師会から引き受けていただく旨、回答があったため、第18回(平成23年度開催)は、中部医師会を中心に鳥取県で開催することとし、8月29日(土)松江市において開催される「第17回中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会」で引き受け宣言をすることとした。

16. 社会保険医療担当者指導員の推薦について

平成21年度の保険指導にあたる指導員について23名を推薦することとした。

17. 鳥取県教育委員会職員健康管理審査会委員の推薦について

委員の辞任に伴い、推薦依頼がきている。鎌田修先生(米子病院)を推薦することとした。

18. 県民のための健康情報サービス委員会委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き、明穂理事を推薦することとした。

19. MRワクチン接種促進に関する県教育委員会及び市町村教育委員会への働きかけについて

MRワクチン接種の促進については、4月の理事会において協議、意見交換を行い、更なる啓発勧奨をお願いすると同時に各学校へ周知徹底していただくため、県教育委員会教育長宛に「鳥取県医師会長」「学校医部会運営委員会委員長」「感染症危機管理対策委員会委員長」の連名で各学校現場の協力をお願いしたところである。

先般、開催した学校医部会運営委員会において、県内各市町村にも啓発勧奨をお願いした方がよいのではないかという意見があったことから、地区医師会長名でお願いしていただくこととした。

20. 鳥取県社会保険診療報酬支払基金審査委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。診療担当12名(新任2名、再任10名)を推薦することとした。

21. 名義後援について

「平成21年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6/20~7/19)」「第4回認知症を治すケア研究会inとっとり(8/29-30)」「第18回日本ホスピス・在宅ケア研究会(7/10-11)」の名義後援をそれぞれ了承することとした。

22. 日医生涯教育講演会の認定申請の承認について

地区医師会から申請の出ている講演会について協議の結果、適当として認定することとした。

23. その他

* 6月13日(土)午後3時から県医師会館におい

て、「春季医学会（担当：県立中央病院）」を開催するので、多数の参集をお願いしたい。

*鳥取県では、昨今の医師不足に係る状況をかんがみ、県外の大学に在学する本県出身の医学生、鳥取大学に在学する医学生等が県内の医療機関を訪問し、地域医療の現場を体験することにより、卒業後の進路検討の参考に資することを目的に、地域医療体験研修（サマーセミナー）を8月17・18日（月・火）県内各地において開催される。鳥取県から研修学生の受入を行っているただける特色ある医療活動を行っている病院、

診療所を募集したい旨、依頼があったため、地区医師会経由で募集をお願いすることとした。

*この度、鳥取県では鳥取県小児科医会監修のもと、「小児救急ハンドブック」を作成された。このハンドブックは鳥取県HPへ掲載されている。また、適宜改訂が行われる予定なので参考にして頂きたい。

[午後7時20分閉会]

[署名人] 天野 道磨 印

[署名人] 神鳥 高世 印

鳥取県医師会館（鳥取県健康会館）は「敷地内禁煙」となりました。

鳥取県医師会館（鳥取県健康会館）は、平成14年5月16日より全館禁煙とし、平成16年6月2日付にて、「鳥取県禁煙施設」の認定を受けておりますが、平成21年4月30日開催いたしました第1回常任理事会において、「敷地内禁煙」とすることを決定いたしました。

平成21年度産業医研修会の開催基本方針等について協議 ＝鳥取県医師会産業医部会運営委員会＝

- 日 時 平成21年 5 月 7 日 (木) 午後 4 時～午後 5 時40分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 〈鳥取県医師会〉
岡本会長
〈産業医部会運営委員会〉
岸本委員長、宮崎副委員長
富長・渡辺・吉中・吉田・森・杉山・大石・湯川・山本各委員
〈鳥取労働局労働基準部〉
佐藤部長、西山安全衛生課課長補佐
〈鳥取産業保健推進センター〉
川崎所長、横野副所長、石井業務課長

挨拶 (要旨)

〈岡本会長〉

以前、本日の会議は「産業医部会」としていたが、現在は「産業医部会運営委員会」としている。鳥取産業保健推進センターと医師会等が一緒になって産業医に正確な情報を提供し、良い産業医をつくらうという目的のもとに産業医部会が運営されているところである。本運営委員会では岸本鳥取大医学部環境医学分野教授に委員長になっていただき、大変ご尽力をいただいている。川崎鳥取産業保健推進センター所長にもお世話になっているところであり、今後ともよろしく願いたい。また、本日は鳥取労働局から佐藤労働基準部長にもご出席いただいているので、忌憚のないご意見をお願いしたい。

〈岸本委員長〉

本運営委員会の大きな活動は、先程岡本会長が言われたように、良い産業医を育成していくこと

が大きな目的で、メインな活動として毎年実施している産業医研修会の内容を充実したものにしていくことが大きな役割となっている。現在、いろいろなテーマが考えられるが、以前から産業界の景気というか、まさに恐慌のなかで「メンタルヘルスの問題」「職場の生活習慣病（メタボリックシンドローム）の問題」が考えられる。また、日本がすごいと思うのが、新型インフルエンザがまだ発生していないのに、たいしたものだなと思いながら状況をみているが、「職場における感染症対策」もテーマのひとつである。それからアスベストなどの環境問題に関しても毎年あげている。今年度もこれらのことを含めて是非忌憚のない意見を出していただき、より充実した研修会をつくっていただきたいと思う。よろしく願いたい。

議 事

1. 平成20年度事業報告について

平成20年度に本会産業医部会が実施した主な事業（日医認定産業医数385名、産業医部会運営

委員会の開催、産業医研修会の開催、鳥取県産業保健協議会の開催等)について、資料をもとに吉田委員から報告があった。事業の詳細については、会務報告に掲載している。

2. 平成21年度事業計画(案)について

平成21年度に実施する産業医研修会の開催基本方針について協議した結果、「健康管理」は県医師会が主催する産業医研修会で、「職場巡視」「作業環境管理」「作業管理」は鳥取県産業保健推進センターが主催する研修会で対応することとした。具体的には、下記のとおり実施する。

- (1) 平成17年度から実施している「これから日医認定産業医の取得を目指している医師のための基礎前期研修会」は、日医認定産業医以外の全会員を対象にアンケート調査を実施し、開催の希望が多ければ、鳥取県産業保健推進センターとの共催で開催することとした。
- (2) 例年開催している日医認定産業医の取得を目指している医師のための「基礎研修(実地・後期)」と更新を迎える医師のための「生涯研修(更新・実地・専門)」を合同で、基本テーマを「労働安全衛生法」「メンタルヘルス対策」「新型インフルエンザ対策」「女性勤労者の健康管理」「メタボリックシンドローム対策」とし、東・中・西部各地区において開催する。なお、第1回目は、平成21年7月12日(日)午後1時から県医師会館において開催する。
- (3) 実地研修(職場巡視)は、鳥取県産業保健推進センター主催で開催されるものを、日医認定産業医制度指定研修会「基礎(実地)&生涯(実地)」として申請する。なお、研修内容等については県医師会と相談する。
- (4) 「日医 産業保健活動推進全国会議(9/10予定)」「鳥取県産業保健協議会(10/8)」「鳥取県産業安全衛生大会(7/2)」に関係諸団体と共催で開催し、参画する。

3. 鳥取県産業保健推進センター主催の研修会等について

平成21年度は、平成20年度と同様に鳥取県医師会と日程等を調整のうえ、医師会の研修を補完する形で、「職場巡視」「保護具の取扱い・作業環境測定」「母性健康管理」等についての研修会を開催する予定である。日程が決まり次第、産業医部会会員には案内をする。

また、平成21年度から、厚生労働省の委託事業により実施する「メンタルヘルス対策支援センター事業の概要」について説明があった。本事業は、メンタルヘルス対策の導入・実施、メンタル不調者への対応、心の問題で休業した労働者の職場復帰支援など、事業場がメンタルヘルス対策を進める様々な場面での課題、問題、悩みなどの解決を支援するため、設置するものであり、詳細は鳥取県産業保健推進センターへ問い合わせをいただきたい。

なお、メンタルヘルス対策事業として鳥取県医師会では、平成20年度県委託事業として、「かかりつけ医と精神科等との連携事業」を実施しており、会議や研修会を開催している。平成21年度も継続する。

4. その他

* 「日医認定産業医を取得したのに産業医になれないので、何とか出来ないものか。」と会員から問い合わせがあった。現在、各地区の地域産業保健センターにおいて企業から産業医の推薦依頼があった場合、職種、地域性、産業医の引き受け数等を考慮し、認定産業医を推薦しているところである。

* 鳥取労働局より、下記のとおり報告があった。

- (1) 平成20年の鳥取県における労働災害発生状況は、各労働基準監督署で受理した休業4日以上(4日以上)の死傷病数521名(うち死亡者4人)で前年度より48名減少している。そのうち、業務上疾病発生数は36名である。医療関係では平成14年~20年までで針刺し事故(肝炎)、感染性胃腸炎の発生が計14件報告された。

- (2) 平成20年の一般健康診断の有所見率は49.5% (全国51.3%) であった。
- (3) パンフレット「第11次労働災害防止推進計画」は、鳥取労働局が労働災害防止のために平成20年度から推進する鳥取労働局第11次労働災害防止推進計画について、問答形式で分かりやすく解説し、併せて災害防止活動の事例等を紹介したものである。このパンフレット及び「鳥取労働局第11次労働災害防止推進計画」に対するご意見・問い合わせは安全衛生課 (TEL 0857-29-1704) までお願いしたい。

(4) 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が平成21年3月改訂された。厚労省、鳥取労働局のホームページより参照して欲しい。

子どもたちのためになるような学校保健活動を ＝平成21年度学校医部会運営委員会＝

- 日 時 平成21年5月14日 (木) 午後4時～午後6時20分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 笠木委員長、天野副委員長
神鳥・明穂・井庭・石谷・松浦・瀬口各委員
岡本会長、宮崎常任理事

挨拶 (要旨)

〈岡本会長〉

今、学校の中でどういう学校医を必要としているかを協議しながら、囑望される学校医を出していこうとしており、医師と学校の双方がどうしたいかを話し合いながら、子供たちのためになるような学校保健活動を進めていきたい。

また、現在の3科体制から、精神科・産婦人科・整形外科・皮膚科などが学校医として参画された場合の学校医の在り方についても検討する必要がある。学校医にはボランティア的な要素もあるが、学校医報酬など、必要なものは要求していきたい。

なお、鳥取県医師会報第645号 (3月号) 巻頭言に、笠木理事 (学校医部会運営委員長) が「学校保健法改正と学校医制度の課題」として執筆されているので、参照されたい。

〈笠木委員長〉

どういう学校医を目指すかの議論は以前よりなされていることであり、学校医・学校側双方に問題があるが、学校では学校長、養護教諭、一般教諭等と職責が分かれており、統一した動きになり難い。

現在、健康問題に限っても心の問題を始め新しい問題が出て、学校医1人だけでは対応できなくなっており、様々な体制で取り組まなければ学校保健そのものが成り立っていかない現状である。そのため、この委員会にも整形外科・産婦人科の医師に参画して頂いているわけで、皆で学校保健を支えていかなければいけない。学校保健は地域医療そのものであると思うし、地域医療を医師会全体で支えるという視点に立てば、他の検診事業と変わらない、或いはそれ以上のものと考えている。そのために、皆で知恵を出し合って学校保健を盛りたてて頂ければと考えている。

我々の問題として、一番大きなものは学校医の質をどのように向上させるかが引き続き大きな課題であろうと思う。日医では以前から認定制度の話が出ているが、進んでいない。大阪・奈良・京都の3府県が認定制度を設け、質を高める努力をしていることは評価すべきで、鳥取県としての方向を検討して頂きたい。

本日の報告・協議事項を通じて、学校保健を考える上での考えを協議したい。

報 告

1. 平成20年度学校医部会事業報告

〈笠木委員長〉

学校医部会運営委員会（20.4.24）、学校医・学校保健研修会及び学校医と養護教諭との合同研修会（20.10.5）学校医・学校保健研修会（21.2.15 学校保健会共催）、鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会（20.10.30）の開催。中国地区学校医大会及び中国四国学校保健担当理事連絡会議（20.8.24鳥根県）、第39回全国学校保健・学校医大会（20.11.8新潟県）、日医学校医講習会（21.2.21）、日医母子保健講習会（21.2.22）への参加。文部科学省より日医を通じて周知依頼のあった「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン並びに学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）」の取り扱いについて、県教委との打ち合わせを経て、全会員に周知したこと。なお、これに関連して、第2回学校医・学校保健研修会の資料とするため、全会員を対象に「学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）」記入に当たったアンケートを実施（21.1.24実施、回収率16%）したこと等、報告。

2. 21.2.21 平成20年度日医学校医講習会出席報告〈笠木委員長〉

講演3題（1）「最近の学校健康教育行政の課題について」高山 研・文科省、（2）「学校のアレルギー疾患に対する取り組みについて」衛藤隆・東京大学教授、（3）「人の命の尊さを理解す

る—子どもたちと生きる日々から—」比嘉 昇・夢街道国際交流子ども館理事長、が行われた後、シンポジウム「学校における運動器検診をめぐって」では、5人のシンポジストの講演及び総合討議が行われた。（報告内容は、鳥取県医師会報第645号へ掲載）

3. 21.2.22 平成20年度日医母子保健講習会出席報告〈笠木委員長〉

「子ども支援日本医師会宣言の実現を目指して—3」をメインテーマに開催された。

午前は、講演2題（1）「少子化対策とその政策環境について」大谷泰夫・厚生労働省大臣官房長、（2）「“メディア漬け”が『子どもの育ち・親子関係』を蝕む」清川輝基・子どもとメディア代表理事、が行われ、午後は、「今後の予防接種のあり方」をテーマとしたシンポジウムがあり、4名のシンポジストにより、麻しん排除・Hibワクチン・HPVワクチンについて、講演と討議が行われた。（報告内容は、鳥取県医師会報第645号へ掲載）

協 議

1. 本年度本会が行う研修会の開催について

〈期日・テーマ・講師等〉

- ・日程については、これまでと同様、9月頃と来年2月頃（鳥取県学校保健会との共催を予定）開催予定とし、具体的な期日は委員長一任とする。
- ・内容について
 - （1）昨年度同様、研修会の中に新任の学校医・養護教諭を対象にした研修・意見交換の時間を設けたい。
 - （2）感染症危機管理対策委員会委員長である天野先生を軸に、新型インフルエンザについてディスカッションする場を設ける。
等が上げられた。
- ・その他
 - （1）今後、講演内容によっては、事後に「抄

- 録]を会報に掲載するなどして周知すること。
- (2) 現在の講演形式、シンポジウム形式以外の方法も検討していきたい。
 - (3) エピペンについての話は、引き続き行う必要がある。

2. 平成21年度中国四国学校保健担当理事連絡会議の出席者及び提出議題について

〈21.11.13(金)午後7時～9時予定 於リ
ーガロイヤルホテル広島〉

- ・出席者は、笠木委員長、天野副委員長とする。
- ・提出議題は改めて検討する。

3. 平成21年度鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会の日程と提出議題について

- ・日程は、11月12日(木)として、県教委へ連絡する。
- ・提出議題は改めて検討する。

4. 平成21年度全国学校保健・学校医大会について〈21.11.14広島県医師会担当〉

地区医師会よりもご参加頂く。

5. 日医学校医講習会と地区医師会での伝達講習会について

例年2月に開催される日医の「学校医講習会」にご参加いただき、地区医師会において必ず伝達講習会をお願いしたい。なお、出席者を増やすためにも、伝達講習会は単独でなく、小児科医会などと抱き合わせで開くなど、柔軟に対応して頂くこと。

6. 麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)接種率の向上について

- ・平成20年12月末現在の接種率と全国順位について、第3期68.9%(21位)、第4期63.9%(19位)であり、目標の95%に届いていない。
- ・このため、学校での接種勧奨が重要と考え、21.4.10付け鳥医発第50号にて鳥取県教育長に対し

「(はしかにかからない!うつさない!ために)麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)接種促進についてのお願い～MR第3期・MR第4期の接種率95%以上を目指して～」の文書を送付した。

- ・その後の、県教委の対応状況を照会すること。
- ・県教委の対応を確認した上、場合によっては同文を地区医師会より市町村教委へ直接発送すること。

7. 学校現場から出された医師会への要望について

〈20.10.30鳥取県医師会・鳥取県教育委員会連絡協議会資料より〉

具体的な内容が不明であるため、今後、県教委との連絡協議会などを通じて詰めていくこととする。

8. その他

(1) 「学校生活管理指導票(アレルギー疾患用)」記入に際しての文書料について

- ・21.6.26鳥取県教育委員会との打ち合わせの際には、医師の署名・捺印が要する文書については、原則として診断書と同等の扱いとし、文書料が必要(料金は各医療機関において決定)と説明したので、その旨学校に周知されていると思う。
- ・その後、学校現場から、料金が必要であれば受診勧奨できないので、無料にしてほしいとの意見が県教委に出されたと聞いた。
- ・学校医が主治医から情報提供を受けている形だから、主治医は学校医の医療機関を相手先として「診療情報提供料」として保険請求できるのではないかとの意見があった。

(2) 仮称「認定学校医」について

学校医の活性化を図り、質の向上を維持していくため、仮称「認定学校医」について具体的な検討に入ることにした。

緊急!! できることから新型インフルエンザ対策を ＝新型インフルエンザ対策に関する県との打合せ会＝

- 日 時 平成21年5月17日（日） 午後1時30分～午後4時30分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 〈県福祉保健部〉
磯田部長、藤井次長兼健康政策課長、大口医療政策課長、
澤田健康政策課副主幹
〈総合事務所福祉保健局〉
（東部）長井副局長、（中部）吉田副局長、（西部）大城副局長
〈地区医師会〉
（東部）石谷理事、（中部）青木理事、（西部）魚谷会長
〈県医師会〉
岡本会長、宮崎常任理事、笠木理事

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

新型インフルエンザ患者が神戸で発生し、今朝の報道では大阪でも発生があった。緊急事態であるため、当初は5月21日に県の方との打合せ会を予定していたが、急遽参集いただいた次第である。県民がパニックにならないよう十分に啓発しながら、その対応等協議を行うことは有意義なことであると思うので、本日はよろしくお願ひしたい。

〈磯田福祉保健部長〉

突如メキシコで新型インフルエンザ発生とのニュースが飛び込んで以来、対策本部等で対応しており、先行の手はうてているが、この度の神戸での発生を受け次の隣県体制に入ったところで、鳥取県でいつ発生してもおかしくない状況である。幸い弱毒性とのことなので、「あわてない」「うつらない」「ひろげない」の3大作戦をもって臨みたいが、医師会の先生方の総力のご協力をいただきながら挑みたい。神戸の発生状況を確認したところ、開業医の機転で検査して新型インフルエンザ

を確認したようなので、なかなかシナリオ通りにはいかない。

本日は、今後の対応等について協議、意見交換を行い、鳥取県としての良い方向を見つけていただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

議 事

県福祉保健部藤井次長から鳥取県からの資料を基に、5月16日に開催された第4回対策本部会議の概要、神戸市事例をふまえた症例定義（案）、鳥取県の発熱外来・入院病床の状況等について説明があった後、協議、意見交換を行った。

1. 第4回新型インフルエンザ対策本部会議（平成21年5月16日開催）について

県は、5月16日未明に神戸市で新型インフルエンザ感染が否定できない可能性のある事例が発生したとの連絡を受け、第4回対策本部会議を開催した。

県の対応状況等については、神戸市での発生を受け、従来の発熱相談センターを「総合発熱相談

センター」とし、職員が各福祉保健局（保健所）に詰めて相談を24時間受け付けるよう、相談体制を強化した。

感染症指定医療機関3か所については、発熱外来の設置が完了しており、設置準備中であった9か所の発熱外来協力医療機関についてもほとんどの医療機関で体制が整ったところである。

2. 平成21年5月16日神戸市事例をふまえた症例定義（案）について

症例定義（案）については以下のとおりであるが、随時変更になるので注意すること。

1 及び 2 を満たすもの

1. 38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状（鼻汁もしくは鼻閉、咳、咽頭痛など）を呈するもの

2. 次のア) イ) ウ) エ) のいずれかに該当する者

ア) 7日以内に、感染可能期間内（発症1日前から発症後7日目までの9日間）にある新型インフルエンザ患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者

イ) 7日以内に、新型インフルエンザウイルス（新型インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

ウ) 7日以内に、新型インフルエンザがまん延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

エ) 7日以内に、国内の患者や濃厚接触者が活動した地域等に滞在もしくは旅行した者

3. 症例定義に合わないが、A型インフルエンザウイルスが検出された事例への対応について

県では、病院・診療所においてインフルエンザ

迅速検査を実施し、A型陽性の場合は、新型インフルエンザを強く疑わない場合であっても、患者の了解を得た上で福祉保健局に連絡をいただければ、PCR検査を実施する体制を整備している。

対応の流れは以下のとおりであるが、随時変更になるので注意すること。

①病院・診療所においてインフルエンザ迅速検査でA型陽性の場合は、各福祉保健局へ電話連絡。

②福祉保健局は病院・診療所に職員を派遣し、2検体の受領及び患者連絡先の確認（検体採取キットは県が持参。患者は検体採取後帰宅可能。）。

③福祉保健局は1検体を衛生環境研究所へ運搬。

④衛生環境研究所のPCR検査結果が新型Flu陽性の場合、1検体を国立感染症研究所へ運搬。

4. 発熱外来の設置状況、入院病床の状況

○発熱外来の設置状況

現在確保できている発熱外来は 計12か所
（感染症指定医療機関3か所、協力医療機関9か所）

○入院病床の状況

現在確保できている病床数は 計約300床（15医療機関）

（感染症病床12床、結核病床18床、一般病床の利用約270床）

なお、実際に使用する場合には現在入院している方の転院等が必要になり、各病院での調整が必要となる。

5. 協議・意見交換

主な意見は以下のとおり。

○症例定義にある患者や濃厚接触者が活動した地域等は、広く考えるべきではないか。

○今のところは隣県での発生だが、県内発生と考えた対応を行う必要がある。

○症例定義を満たす患者すべてを発熱外来に受診させることがいいことなのか。なるべく早く新

型インフルエンザ患者を見つけて、早く治療を行うためにも、発熱外来を設置しない医療機関においても、きちんと感染予防をしながら、インフルエンザ迅速検査くらいは実施すべき状況にあるのではないかと。

- 診療所で発熱外来を行う場合に一般外来と分ける方法として、時間帯を分けて診察する。
- 医療機関の入り口にマスクを用意して、熱がある方、咳が出る方は必ずマスクをしていただくようお願いしている。
- 発熱外来を設置しない医療機関において新型インフルエンザ患者が確認された場合は、休業等を余儀なくされると思うが、補償はどうなるのか。
- 県民への啓発をさらに徹底すべきである。地域に密着した人が広報を行えばより効果的ではないか。
- 教育委員会から学校に対して更なる広報をお願いしたい。
- 直接医療機関を受診する患者は多いと思われる。その場合の医療機関の対応を考えておく必要がある。
- 協力する医療機関には、県独自ででも補償制度を設けてほしい。
- 重症化した患者のベッドは確保できるのか。現在確保できている病床数300床は、転院等を想定して現在入院患者に使用している病床を含んでいる。慢性期の患者を迅速に移動させられる場所を確保する必要がある。
- 透析患者が新型インフルエンザに感染した場合、隔離して個別に実施する場所がない。
- 予防内服について基本は自費である。なお、県が濃厚接触者と判断し、感染拡大を防止するために予防内服が必要であると判断した場合には公費負担になる。
- インフルエンザ簡易迅速キットの在庫については、5月9日現在で調査した結果、1番迅速な

キットは5月末でないと手に入らないが、その他の迅速キットについては品薄の問題はないようである。

- 鳥取県の抗インフルエンザ薬の備蓄状況について、現時点の備蓄量は187,500人分。平成21年度追加備蓄を現在発注しており7月には34,500人分が追加備蓄される予定である。

6. 今後の対応について

- 新型インフルエンザに関する家庭用のチラシ、本日の協議を踏まえ修正した症例定義、一般の医療機関においてA型インフルエンザウイルスが検出された場合の対応の流れについて、県から医師会へ通知があり次第、会員へ周知する。
- 当面医療機関は、インフルエンザ迅速検査でA型陽性であった場合は、患者の同意を得て全ての症例を福祉保健局へ連絡する。
- パンデミック期に発熱患者を診察していただける医療機関を手上げで募る（※協力医療機関にはマスク・手袋の配分を検討し、これから予算要求をする）。方法は、県からの診療協力医療機関についての依頼文書を医師会を通じて医療機関へ送付し回答をいただく。
- 県から県医師会及び地区医師会に対する通知については、電子メールで送付されるので、早急な対応をする。

※平成21年6月15日現在までに、新型インフルエンザ対策について第1～11報までを県医師会から医療機関へファクシミリにて通知している。

また、医療機関に掲示していただくためのポスター「新型インフルエンザに関する受診についてのお願い」「新型インフルエンザ警戒中!!」を作成し、地区医師会経由で医療機関へ配付した（県医師会ホームページからも印刷可能 <http://www.tottori.med.or.jp/>）。

対象患者の少ない医療機関にも指導を！ ＝生活保護法による指定医療機関個別指導計画打合せ会＝

- 日 時 平成21年 5月21日（木） 午後 3時～午後 3時40分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 〈県医師会〉
岡本会長、野島・富長両副会長
宮崎・渡辺・天野・神鳥各常任理事
谷口事務局長、岡本係長、田中主事
〈福祉保健課〉
工藤浩史嘱託医
福田課長、山本保護係長、高橋主事

議 事

1. 平成20年度個別指導実施結果について

平成20年度は13病院（一般：8、精神：5）を対象に実施され、実地検討件数は114件であった。

一般科では外来43件、入院27件について行われ、主な指摘事項は、診療録（カルテ）の記載状況では、病名整理（病名が多く、整理を必要とするもの）、診療内容・治療計画の要点の記載漏れ、医師のサイン漏れ、レセプトの記載状況では、病名整理、病名の記載漏れ、などであった。また、問題事項（不適切な事例）の無かった病院は8病院中1病院であった。

精神科では外来42件、入院2件について行われ、特に問題となるような指摘事項は見られなかった、とのことであった。

2. 平成21年度個別指導実施計画について

平成21年度の個別指導対象医療機関の選定基準、検査及び指摘事項、指導の方法等について説明がなされた。内容については前年度と同様で、対象医療機関は12施設（一般：9、精神：3）とする計画案を了承した。

この中で、概ね個別指導の実施サイクルは一般

科は3年、精神科は2年となっている。生活保護患者数の少ない医療機関については長期間、実施されていないので問題である。5年に1度程度は実施すべきと提案を行った。

3. その他

- ・県がまとめた平成20年度生活保護動向によると、被保護世帯数は3,842世帯（前年3,636世帯）、被保護人員は5,333人（同5,078人）、保護率【人口千人当】は8.9%（同8.4）となっており、近年増加傾向にあるようである。
- ・生活保護の医療扶助については、原則論では「医療要否意見書」をもとに福祉事務所より医療券が発行されてから受診するが、急病など慢性疾患以外で医療機関を受診した場合は、要否意見書を後で提出することとして医療券を発行して欲しい、との会員からの要望があった。現在、鳥取市では簡易な方法で発行できるよう検討中とのことである。急病などで医療券が持参できない場合は、まず管轄の福祉事務所へ相談していただき、担当から医療機関へ連絡してもらうよう県から各福祉事務所へ周知していただくこととした。

※なお、このことについては後日、以下のとおり
文書にて回答があった。

【鳥取市福祉事務所回答】

鳥取市福祉事務所では、医療券を発行する際は、
原則医療要否意見書を必要としていましたが、ご
指摘のとおり、かぜなど単発の受診については、

医療要否意見書によらず、被保護者からの傷病届
(保護変更申請書)によって医療券を発行するこ
とも可能と考えます。つきましては、単発の受診
で傷病届をいただいた場合は、弾力的に対応して
いきたいと存じます。これからも医療券の速やか
な発行に努めてまいりますので、よろしくお願
いいたします。

平成21年度生活保護法による指定医療機関個別指導実施計画

鳥取県福祉保健部福祉保健課

1 目的

被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、
医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とする。

2 対象医療機関

病院：12施設程度

3 対象医療機関の選定基準

- (1) 委託患者が比較的多い病院
- (2) 個別指導未実施又は前回の実施から一定期間経過している病院
- (3) 診療報酬の知事審査結果及び福祉事務所の業務において、指導の必要があると認めた病院及び診療所

4 検査及び指導事項

- (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務等の理解の状況
- (2) 診療報酬請求の適否
- (3) 障害者自立支援法等他法活用の状況
- (4) 保護の実施機関に対する協力の状況
- (5) 診療録の記載及び保存の状況
- (6) 診療内容からみた診療報酬明細書と医療要否意見書の適否
- (7) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導の状況
- (8) 入院患者日用品費の状況

5 指導の方法

- (1) 原則として、病院は実地指導とし、診療所は集合指導とする。
- (2) 事務及び診療の状況については、診療録により懇談指導する。
- (3) 患者処遇については、事前に福祉事務所から医療機関に連絡の上、別添検討票により福祉事務所職員も加えて問題点の解決を図るよう懇談協議する。

6 個別指導に従事する職員

福祉保健課に勤務する生活保護指導職員、嘱託医及び診療報酬明細書審査事務担当者とする。また、必要に応じて郡部福祉事務所嘱託医も従事し、各福祉事務所職員の協力を得て行うものとする。

7 その他

- (1) 各月の実施予定医療機関は、その都度県医師会と調整の上決定する。
- (2) 個別指導は、県医師会及び福祉事務所の協力を得て行う。

定款の改正案が示される

＝第3回都道府県医師会公益法人制度改革担当理事連絡協議会＝

- 日 時 平成21年5月28日（木） 午後2時～午後4時30分
- 場 所 日本医師会館 文京区本駒込
- 出席者 岡本会長（日医定款諸規程改定検討委員会副委員長）
明穂理事、谷口事務局長
〈地区医師会〉
辻田西部理事、板垣尊人志氏（中部）、柴田かおる氏（西部）

開会（概要）

羽生田常任理事の司会で開会。唐澤日医会長の挨拶に続いて、解説として新公益法人制度対応の日本医師会定款変更案について日本医師会参与、手塚一男弁護士から資料をもとに各条文の変更内容、その意義などについて詳細にわたり解説がなされた。その後、事前に寄せられていた質問に対し回答があった。

挨拶（要旨）

〈唐澤日医会長〉

足元の悪い中ご参集いただき感謝申し上げます。平成20年12日に公益法人改革関連法が施行され、既に何件の法人が公益認可又は一般認定されている。日本医師会としてもできるだけ早い段階に新制度に合致した法人に移行できるよう鋭意努力しており、会内の定款諸規程改定検討委員会で6回

の検討を踏まえ、現段階での定款変更案の答申をいただいた。委員長をはじめ委員の諸先生方に感謝する。本日は、その内容の解説と意見交換を目的に開催した。日医としては全国の医師会が円滑に法人格取得できるよう連携、協力していきたい。本日の会議がその一助となれば幸いである。

解 説

「新公益法人制度対応日本医師会定款変更案について」〈日本医師会参与 手塚一男弁護士〉

資料には、現行の定款と、改正案として公益法人と一般法人の場合のそれぞれの改正案が新旧対照として示され、条文ごとに資料に基づいて解説がなされた。主な説明要旨、改正条文とその改正意義については以下のとおり。

○平成20年12月、法人法等3法が施行され、現在は特例民法法人と位置付けられ、平成25年11月までのあと4年半の間に、公益認可か一般認定

の手続きをする必要がある。

- 基本的考え方は公益と一般は同じで、1階が一般で2階が公益と考えると理解しやすい。その違いはわずかである。
- 現行の定款と大きな変更はないが、一番のポイントは法人法上の「社員」を代議員とし、代議員会を「社員総会」とする。よって現在の総会は廃止。(一般も同様)
- 役員は理事会で選任する。会長候補者、理事、監事を代議員会で選任した後に、理事会で会長、副会長、常任理事を選定することになる。
- 予算・事業計画は理事会で承認を経た後に3月頃の臨時代議員会に報告する。事業終了後3か月以内に開催する定例代議員会(6月末)で決算承認・事業報告、役員選任(2年に1回)を行なうこととなる。現在の開催期日に変更となる。
- 定款の新旧対照表の各条文の変更ポイントは以下のとおり。

§ 2 事務所の所在地は法人法上、最小行政区(市区町村)でよい。(番地の記載は不要)

§ 5 医師をもって組織することを明記。

§ 7 入退会は任意にいつでも可能である旨を記載。

§ 10 会員の権利を新たに列挙。

§ 14 代議員をもって法人法上の社員とする旨を明記。

§ 16 代議員は都道府県医師会で選挙するが、日医会員でない者は日医代議員選任の議決権を有しない。

§ 17 予備代議員は代議員に代わって議決権を代理行使するのみである。法律上の社員とはならない。

§ 19 代議員会を法人法上の「社員総会」とする。

§ 20 臨時代議員会の開催要求は従来3分の1であったが、5分の1とした。

§ 21 代議員会の任務として報告でよいものと、承認が必要な項目がある。理事会で先決して

の事後承認は不可。代議員を除名されても会員資格は残る。

§ 25 代議員会の定足数は過半数。過半数で議決するものと3分の2以上で議決するものを明記。

§ 26 役員は代議員会での説明義務を記載。(議事規則⇒議事運営委員会は運営委員会に変更。秘密会は不可。)

§ 28 役員の人数は現行通り。理事27名。(会長1名、副会長3名、常任理事10名)

§ 30 監事の職務を明記。重要な役目となった。

§ 31 会計監査人を新設、職務を明記。(公益は「財産目録、キャッシュフロー計算書」の作成が求められるが、一般はない。)

§ 32 役員の任期が複雑となる。都道府県医師会と日医の関連図を参照。

§ 33 役員等の選任方法を記載。(施行細則⇒投票は○×方式となる。日医代議員を都道府県医師会で選出した状況を求めることができる。)

§ 38 役員報酬の総額を社員総会で定める。その支給基準を示し公表する。

§ 39 役員等の責任免除を新設。

§ 40 顧問を3名以下と人数を明記。

§ 47 日本医学会の規定は従来通り。医学会役員等の詳細は細則へ移行。

§ 64 事業計画及び収支予算の項目で、公益と一般で供覧の義務の有無などの差がある。

§ 72 公益認定取消処分時の残余財産の贈与先を明記。(一般はなし)

質疑応答

あらかじめ提出されていた質問について回答。そのほとんどが解説の中で説明済の事項がほとんどであった。主なものは次のとおり。

○医師会の事業は「共益の事業」が多いと思うが。⇒学術研修など間接的に公益のための事業と見なされる。

○会員資格の得喪について不当に差別することは

不可。

- 理事など開業医枠、勤務医枠を設けることはどうか。⇒平等にするべきで、枠がない方がよい。
- 会長が欠けた場合の代理はどうするのか。⇒あらかじめ順位を決めておくことはいけない。その都度理事会で選定する。
- 行政庁事務局との協議、相談は必要であるが、直接「認定委員」と接触するなど法令で禁止されていることはしてはいけない。
- 母体保護法指定医師は「公益社団法人が指定」と明記されたが、一般社団法人だと指定できないことになるのか。⇒一般でも指定できるように調整中である。
- 日医は平成20年5月頃、21年秋には公益を目指すと言っていたが、どうか。⇒当初は当然に公益と思っていたが、慎重に協議しており、21年秋は無理であろう。
- 地区医師会では代議員制でなく総会制のところ

が多い。総会向きの定款改正変更案は示さないのか。⇒総会の方がやり易い面もある。モデル定款が示されているので、日医で示す予定はない。

報 告

- ①日本医師会における今後の作業予定について
モデル研究事業（資料）を企画したので、手挙げて応募していただきたい。
- ②新公益法人制度説明会等について
県医、地区医師会等で希望があれば、講師、資料など出前説明会を開催するので応募していただきたい。

閉 会

宝住副会長から総括の挨拶があった。

女性医師の更なる活躍のために ＝日本医師会女性医師支援センター・シンポジウム＝

倉吉病院 坂野真理

- 日 時 平成21年5月30日（土） 午後2時～午後5時
- 場 所 日本医師会館 大講堂 文京区本駒込
- 出席者 鳥取県立中央病院 三浦さおり、倉吉病院 坂野真理
鳥取大学医学部附属病院 早川幸子（病院長特別補佐）
村上勇作（人事・労務管理専門職）、吉田雅人（職員係長）

日本医師会主催の標記の大会が、東京都文京区の日本医師会館大講堂で開催された。鳥取県医師会からは、三浦さおり（鳥取県立中央病院麻酔科、3才と5才の二児の母）、坂野真理（倉吉病院精神科、2才児の母）、早川幸子（鳥取大学医学部附属病院病院長特別補佐）村上勇作（鳥取大学医学部附属病院人事・労務管理専門職）吉田雅人

（鳥取大学医学部附属病院職員係長）が参加したので、シンポジウムの概要を報告する。

なお、当日は、医師会館の6階の広い和室に無料の保育室が設置されていた。子ども連れて参加された女医が坂野以外に2名来られていたが、子どもの数計4名に保育者が3名という手厚い保育をしていただいたうえ、何かあればすぐに連絡が

取れるようにと、会場内に指定席を用意していたため、安心してシンポジウムに参加することができた。

シンポジウムは、羽生田俊常任理事による開会、唐澤日医会長による挨拶で始まった。

1. 基調講演

〈厚生労働省医政局長 外口 崇〉

まず冒頭で、女性医師支援がテーマであるが、男女を問わず、ゆとりのある勤務環境を整備することがもっとも重要な目的だと述べられた。次いで、医師人口に占める女性医師の割合や（例えば産婦人科では、現在30代の53%、20代の73%を女性が占める、など）、勤務を続ける条件についてのアンケート結果など、種々のデータを示されたあと、女性医師が継続して勤務するための、国の現在の取り組みについて説明された。すなわち、（1）勤務医の過重労働を解消する環境の整備、（2）女性医師の働きやすい環境の整備、であり、（1）の具体策としては、①「短時間正規雇用制」「交代勤務制」の支援事業、②医師と他の医療従事者・事務職員との役割分担の推進、（2）の具体策としては、①病院内保育所の設置支援、②再就業支援の女性医師バンク事業、③離職している女性医師が再就職するための研修支援、である。このほか、男女共同参画局による「女性の参画加速プログラム」に研究者や公務員と並んで、医師をあげていることを紹介された。

2. 報告：「女性医師の勤務環境の現況に関する調査」結果報告

〈女性医師支援センター マネジャー 保坂 シゲリ〉

全国の病院勤務女性医師の現況を把握することを目的として行われた標記の調査には、全国から7,467人の女性医師から回答が得られ、その結果の概要について以下のように説明された。

（1）回答者の約1／4が週70時間以上勤務して

いる、など、実働勤務時間、宿日直回数、休日日数など多くの女性勤務医師が過酷な勤務環境にいる。

（2）勤務医全体の勤務環境が厳しいことや医師の勤務・労働に関して、法についての十分な理解がないことともに、若い女性医師に関しては、非正規雇用の立場の人が多く（20代の70.4%、30代の31.1%が非常勤）、出産・育児について、法の保護を十分にうけられていない。

（3）育児・家事について配偶者の協力は、配偶者が医師である場合には、非医師である場合より得られる割合が低い（回答者の約7割は、夫が医師であった）。

（4）多くの女性医師が求めているのは医師全体の勤務環境の改善であり、そのための医療への財政投入（それによる医師不足の解消）、勤務医の身分の確立である。

（5）多くの女性医師は出産・育児を経ても働き続けられる環境の整備、又、一時休業せざるを得なかった場合の復帰支援を求めている。

（6）出産・育児についての支援策として、24時間・病児保育を併設した院内保育所の普及の他、様々な保育サービス利用に対する補助、および学童保育の充実を求めている。

また、自由回答の項目では、「医師免許証の旧姓使用を認めて欲しい」という意見が5件、「緊急に助けを求めている内容」が15件、「最近の女性医師に甘えの目立つ人がある」が34件、「過度の配慮を期待する意見」が7件あったことは注目すべきであった。

3. シンポジウム

（1）医師再就業支援事業の経過

〈女性医師バンクコーディネーター 家守千鶴子〉

女性医師バンク事業が、平成16年の女性会員懇談会に始まり、平成18年11月に、厚生労働省より日本医師会に委託される形で事業が立ち上げられ、さらに本年4月に「女性医師支援センター」

と名称を変更して活動を広げておられる経緯を説明された。現在、本事業は、コーディネーター（医師）を11名擁し、平成19年1月30日から平成21年4月30日までで、就業成立138件、再研修紹介14件という実績をあげているほか、講習会事業やTV広告、新聞広告などの広報活動も行っている。最後に、女性医師の再就業のみならず、勤務の継続を支援することが重要であることを述べられた。

（2）女性医師バンクを通じて仕事に就いて

〈財団法人東京都保健医療公社 豊島病院産婦人科 出澤未央子〉

女性医師バンクを通じて就職された2名の女性医師の報告のうち、1人目が出澤先生のご発表であった。出澤先生は、平成11年に群馬大学を卒業され、同大産婦人科に入局、以降6年間の勤務を経て、平成17年、両親の転居に伴い熊本の個人病院にご勤務、平成19年に結婚を機に東京へ移られた。その際に、女性医師バンクにコーディネートをお願いした。最初は非常勤での復職を考えておられたとのことだが、コーディネーターの医師と話をし、現在、常勤で、平均週1回の当直とオンコールをこなされている。豊島病院では、先生の復職に伴い、大学からの派遣などもあり、徐々にスタッフも増え、一時中断していた分娩も再び取り扱いになるなど病院の機能も戻ってきているとのことである。なお、産婦人科医師の立場として、女性医師が勤務をしながら不妊治療を受けることが難しい点に問題意識を感じておられることを述べられた。

（3）女性医師バンクの紹介で再研修を始めて

〈社会医療法人社団カレスUPPORT時計台記念病院 女性総合診療センター 岸 由香〉

2例目の岸先生は、大学卒業後、眼科医としてご勤務されていたが、次男を出産された後は、15年間専業主婦をされていた。次男が大学へ入学したのを契機に、女性医師バンクに電話され、再就

職先を探すこととなった。バンクの保坂先生からはすぐに電話があり、保坂先生は直接北海道まで面接に行かれた。そこで、眼科は難しいが、他の科であれば、とのことで、現在の勤務先で研修（週2回 午前は女性外来 午後は手術）をされておられる。長いブランクを経ての再研修は、地元新聞にも取り上げられるほど珍しく、再研修制度の充実が重要であることを述べられた。

（4）コーディネートをしてみえてきたこと

〈女性医師バンクコーディネーター 秋葉則子〉

女性医師バンクでのこれまでの事業と今後の課題について説明があった。女性医師バンクでは、平成19年1月30日より、平成21年4月30日までで、求職登録者数が308名、求人登録施設が1,017施設に及んでいる。この実績には「医師によるコーディネート」が大きく寄与しているものと考えられる。バンク登録者は、主に30歳代であり、未就学児童がいる者が約半数であった。7割が就業中であり、医師会員は4割であった。就業決定者の就業形態としては、8割強が非常勤・パートであった。また、主に首都圏を中心とした紹介が主となっている。

また、就業に結びついた例と就業に結びつかなかった例を紹介され、いずれも保育の問題が重要であったことを指摘されたうえで、日本医師会で昨年度から行われている「保育システム相談員講習会」などの事業を紹介された。

（5）今後の女性医師支援

〈横浜市立大学大学院医学研究科生体制御・麻酔科学教授 後藤隆久〉

横浜市立大学医学部麻酔科の医局の女性医師支援の現状や今後の課題についてご報告された。同医局では、20歳代および30歳代の医局員の約半数が女性であり、平成16年より一部の関連病院で短時間勤務制度を開始、平成20年度からは育児・介護休業法に則った育児休業取得の支援も開始された。注目すべきは、「ジョブ・シェア」と呼ばれ

る、1名の雇用枠に2名が勤務する、という雇用体系である。週3回、9時～18時の勤務で、年収600～700万円が得られ、社会保障制度は常勤と同じ待遇とした。これらは正規雇用の枠であることが重要な点である。現在、麻酔科ではアルバイト非常勤医師と常勤医師との間に大きな給与格差があり、これにより、常勤医師の不公平感が醸成され、モチベーションが低下しかねない現状があるためである。

しかし、以下のような課題もあると述べられた。

- (1) 育児休業や短時間勤務により減少するマンパワーをどのように補填するか。
- (2) 育児支援のための短時間勤務は、子どもが何歳になった時点で終了するのか。
- (3) 夜間業務の担い手をどう確保するのか。夜間勤務を少ない男性医師に集中させるのではなく、育児中の女性医師も男性医師と同様に時間外勤務や当直を行えるように保育所などの社会基盤の整備（病時保育・24時間保育等）と、夫の更なる家事・育児参加を促すことが重要である。また、当直・時間外労働に対する正当な報酬を支払うべきであるとの提言もされた。

また、麻酔科特有の問題として、非常勤で年収3千万円程度の収入を得ることも可能であり、そのような賃金のアンバランスが、常勤離れを加速させているという点も指摘された。

- (6) 今後の女性医師支援〈自治医科大学小児科学主任教授 自治医大女性医師支援センター 桃井真里子〉

シンポジウムの最後に、桃井先生が、現在の女性医師支援の現状と今後の課題を以下のように総括された。

女性医師問題は、日本の医療構造の問題そのものであり、医師の労働搾取とも言うべき労働を土台とした日本の病院医療の構造が、育児の多くの部分を担う女性医師の出現によって顕わになってきたことに本質がある。したがって、育休明けの女性医師の復職支援、多様な勤務体系の提供、保

育施設の充実などは、問題の周辺を支援する提案であり、問題の本質的解決ではない。これらの対策に目を奪われると、女性医師は勤務医集団の第二市民（セカンド・シチズン）になりかねない。男女共に、家庭生活の時間が保証される、当直問題にメスを入れる、救急担当明けには休日が確保される、連続勤務時間を規定する、などの対応があつて初めて、女性医師問題の本質に踏み込めるのである。

4. 総合討論

シンポジウムに引き続いて、会場を交えての活発な意見交換がなされた。特に印象的だったやり取りは以下のようなものである。

- (1) 女医が臨床研修期間中に妊娠や出産をすることで研修を中断することが、研修医の教育課程に考えられていないのではないかと。本人のやる気も問題があるが、ある研修医は、「子どもといたいので遠くの場所での研修は嫌だ」と拒否し、他の医師との公平性の問題もあり、対応に難渋している。また、妊娠出産で研修をやめてしまい、その後、マッチングなどに参加できず脱落してしまう人がいる。

→現在、90日までは病休も含めて認められているが、それ以外はない。女医の妊娠・出産による研修中断とその後の研修復帰については当初より考えられていなかった。（保坂先生）

→「早急にルールを作ります」（外口 崇先生）

- (2) 勤務は通常通りできても、「運営会議」などのさまざまな意思決定に重要な会議は、通常夜遅い時間帯に開かれ、なかなか参加することができない。女性を労働力としてのみ扱うのではなく、女性の地位向上を考えて欲しい。

→学会や医師会を含め、意思決定に関わる分野に女性が特に少ないことは懸念している。（文部科学省の板東久美子さん）

→意思決定にかかわる女性の割合を30%まで上げ

たいと考えている。また、医師間だけでなく、医療従事者・患者との間にも連携が必要。(外口崇先生)

(3) 女性医師には甘えもあるのではないか。

→女性医師バンクに来られる女性医師にも、過剰な要求と思われることを言われる先生がある。医学部に入ること(=医師になるということ)がどういうことか分かっていない人がいる。(保坂先生)

→女性医師は人の顔色を伺う必要はない。自分が「プロとして」何をしたいかをきちんと伝えるべきだ。しかし、当直はすべきであり、その点は診療報酬で納得の行くようにしてもらわなければならない。(桃井先生)

(4) 横浜市立大学でのジョブシェアはどうなっているのか。

→小児科で導入し、内科・外科に興味を持ってい

るようだ。(後藤先生)

→常勤希望の際のマッチングが難しい。当直の問題があり、勤務人数などから大病院のほうが受け入れしやすいと考えるが。誰かが当直をしないといけない。

全体を通じて、女性医師の支援とは、医師全体の勤務環境の改善という枠組みの中で考えられなければならないこと、そのためには、「どこまでの医療が求められているのか」「どこまで国民はそのコストを負担できるのか」といったさらに奥の深い議論までしていかなければならないことを感じた。また同時に、自らも女性医師として、現状の「女性医師支援」に極端に頼りすぎ、プロ意識を失わないことが重要であることを再認識した。

厚生労働省委託事業 日本医師会女性医師バンク

日本医師会女性医師バンクは、就業を希望する医師に、条件にあった医療機関を紹介し、勤務環境の調整を含め、採用に至るまでの間の支援を行い、再就業後も様々なご相談に応じます。

日本医師会女性医師バンクの特色

無 料 登録・紹介等、手数料は一切いただきません。

個別対応 就業に関するご相談は、コーディネーター(医師)が、丁寧に対応いたします。

秘密厳守 ご登録いただいた情報は、適正に管理し、秘密は厳守いたします。

日本全国 日本全国の医師、医療機関にご利用いただけます。(会員でない方も登録できます。)

予備登録 今すぐに働く予定のない方もご登録いただけます。

求職(求人)登録票のご請求は、求職者か求人者かを明記し、必要部数及び送付先を記入の上、下記の日本医師会女性医師バンク中央センターへFAXにてお申込ください。

ご連絡・お問い合わせ先 日本医師会女性医師バンク 中央センター

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館B1

TEL 03-3942-6512 FAX 03-3942-7397

お知らせ

「禁煙指導医・講演医」養成のための講習会開催について

標記の講習会を本会と地区医師会の共催で下記のとおり開催いたしますので、ご案内致します。

本講習会は、会員ご自身の所属地区医師会に関わり無く、東・中・西部の3会場で開催される講習会の何れかに、3年間に少なくとも1回ご出席いただくことが、鳥取県医師会ホームページに禁煙指導医或いは講演医、または双方のお名前を掲載するための条件となりますので、公表を希望される方は必ずご出席下さるようご案内申し上げます。

記

[東部地区]

日 時 平成21年7月11日(土) 午後5時～午後8時

場 所 東部医師会館 鳥取市富安1-62 TEL 0857-22-2782

演題及び講師

「動機づけ面接法～禁煙する気のない人への支援スキル～」

新中川病院 内科・禁煙外来 加濃正人先生

日本禁煙学会認定 5単位

[中部地区]

日 時 平成21年7月24日(金) 午後6時30分～午後8時

場 所 中部医師会館 倉吉市旭田町18 TEL 0858-23-1321

演題及び講師

「受動喫煙対策に関する最新情報」

- ・受動喫煙防止法で心筋梗塞が20%減少・神奈川県受動喫煙防止条例・厚労省、受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書・医・歯学部敷地内禁煙の導入状況・地方自治体の建物内禁煙

産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 大和 浩先生

[西部地区]

日 時 平成21年9月5日(土) 午後7時～午後9時

場 所 西部医師会館 米子市久米町136 TEL 0859-34-6251

演題及び講師

「禁煙外来の実際とその考え方」

日本禁煙学会認定禁煙専門医・鳥取市 安陪内科医院 院長 安陪隆明先生

第1回鳥取県医師会産業医研修会開催要項

日本医師会認定産業医制度及び産業医学振興財団の委託による産業医研修会を下記のとおり開催致します。研修単位は1講演が1単位です。取得できる単位の研修区分は下表のとおりです。

認定産業医の方は認定医更新のための単位が取得できます。未認定産業医の方は認定医申請のための単位が取得できます。

受講ご希望の方は、お早めにFAX等でお申し込みください。

【申込先】〔郵便〕 680-8585 鳥取市戎町317 〔TEL〕 0857-27-5566

〔FAX〕 0857-29-1578 〔E-mail〕 kenishikai@tottori.med.or.jp

記

- 1 期 日 平成21年7月12日（日）午後1時～午後6時20分
- 2 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町317 TEL (0857-27-5566)
- 3 受講料 鳥取県医師会産業医部会員以外の先生は3,000円頂きます。
- 4 日 程 当日、産業医学研修手帳をご持参下さい。

時 間	演 題 ・ 講 師 職 氏 名	研修区分
13:00～14:00	『労働安全衛生法について』 鳥取労働局労働基準部安全衛生課 高村亜紀子 課長	【後期&更新】 (1)総論
14:00～15:00	『勤労者のメンタルヘルス～うつ病の早期発見と援助』 鳥取県医師会常任理事 渡辺 憲 先生	【実地】 (3)メンタルヘル ス対策
15:00～15:10	休 憩	
15:10～16:10	『職場の新型インフルエンザ対策について』 鳥取県医師会常任理事 天野道磨 先生	【後期&専門】 (2)健康管理
16:10～17:10	『女性勤労者の健康管理について』 鳥取県立中央病院産婦人科医長 大島順恵 先生	【後期&専門】 (2)健康管理
17:10～17:20	休 憩	
17:20～18:20	ビデオ（質疑応答を含む） 『メタボリック・シンドロームを予防するボディ・デザイン体操』 『防ごう！メタボリック・シンドローム—内臓脂肪をやっつけろ—』	【後期&専門】 (4)健康保持増進

※駐車場は台数に限りががありますので、ご了承お願い致します。



故 川 西 基 次 先生

西伯郡南部町（大正12年1月8日生）

〔略歴〕

川西基次先生には、去る5月25日逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に、心よ
りご冥福をお祈り致します。

昭和26年3月 米子医学専門学校卒業
28年1月 鳥取診療所
30年4月 米子医療生活協同組合米子診療所
平成7年5月 おおたか診療所（米子市）
15年4月 自宅会員

施設基準等の届出事項の報告について

基本診療料・特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等の基準の届出を行っている保険医療機関は、毎年7月1日現在における届出書の記載事項について報告することとなっています。

つきましては、施設基準の届出状況等報告書及び施設基準に係る報告書を下記の点にご留意のうえ、郵送するようお願いいたします。

なお、施設基準に係る報告書の様式につきましては、中国四国厚生局ホームページ（アドレス <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tyuugokushikoku/index.html/>）を入力または「中国四国厚生局」で検索）からダウンロードすることができます。

記

1. 報告書提出期限 **平成21年7月31日（必着）**
2. インターネット環境にない保険医療機関におきましては、「施設基準報告様式送付依頼書」を郵便またはFAX（0857-21-3245）にて送付してください。
3. 本報告書と新規及び変更の施設基準に係る届出書を混在しないようお願いします。

また、本報告書の提出をもって新規及び変更の施設基準に係る届出とはなりませんので別途提出してください。

【問い合わせ・提出先】〒680-0834 鳥取市永楽温泉町271 朝日生命鳥取ビル3階
中国四国厚生局鳥取事務所審査課
TEL 0857-30-0860 FAX 0857-21-3245

I 型糖尿病と II 型糖尿病

鳥取県糖尿病対策推進会議委員 富長将人

I 型と II 型、この分類は成因を重視した分類である。I 型の多くは自己免疫的機序により膵B細胞が完全に破壊され、最終的に自己のインスリンは全くゼロになるが、これが比較的短期間に進行する。II 型は種々の成因が関与し、多くはインスリン感受性の低下を伴い、徐々にインスリン分泌能が低下するが、長期間に亘って自己のインスリンが少しは残っている。II 型であれば食事療法のみ、あるいは経口剤の併用で血糖が低下することが多いが、I 型であれば直ちにインスリンを必要とする。その違いは、自己のインスリンが少しはあるか、殆ど全く無いか、の違いによる。II 型でも進行すれば最終的にインスリンを必要とするようになる。実際、インスリン治療中の患者の多くは II 型である。比較的短期間に高度の高血糖になったり、高血糖で尿中ケトン体が見られる場合や、早期から経口剤の効果が見られない場合は I 型の可能性があり、抗GAD抗体の検索が必要となる。特殊な I 型として、II 型と同様にゆっくり進行するタイプのものもあり、また、高血糖の割にHbA_{1c}が高くない場合、劇症 I 型糖尿病の可能性もある。

都道府県ごとの健康保険料率が導入されます

全国健康保険協会（協会けんぽ）鳥取支部

健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険）の保険料については、現在、全国一律の保険料率（8.2%）となっていますが、平成18年に健康保険法が改正され、平成21年9月までに都道府県ごとの保険料率に移行します。

今般、鳥取県の保険料率は、国の関係政省令に基づき、**現行と同じ8.2%**として厚生労働大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

都道府県ごとの保険料率は、**9月分の保険料（10月納付分）から適用**されます。

〈現行〉 **8.2%** **→** 〈平成21年9月分（10月納付分）〜〉 **8.2%（鳥取県においては変更ありません）※1**

- ※1 このたび決定した保険料率は激変緩和措置（5年間）が適用されています。激変緩和措置は、法令に基づき、現行の保険料率（8.2%）との急激な差を緩和するために適用され、都道府県間の保険料率の差を小さくするよう調整が図られています。
- ※2 40歳から64歳までの方は、これに介護保険料率（1.19%）が加わります。

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（5月分）

毎月腫瘍登録の届け出を頂き有り難うございます。

腫瘍占拠部位については、臓器内の部位によりICD番号が異なりますのでなるべく詳しく記載して下さい。但し、新規登録件数には、既登録分（含他医療機関届出分）や県外居住者分は含まれません。なお、多重がんについては判定が煩雑なため、2009年分のみ含まれます。

（1）施設別登録件数（含重複例）

登 録 施 設 名	件 数	新規登録件数
鳥取大学附属病院	138	107
鳥取市立病院	84	51
山陰労災病院	80	51
米子医療センター	54	36
鳥取県立厚生病院	52	36
鳥取県立中央病院	46	35
鳥取赤十字病院	35	26
博愛病院	8	6
野の花診療所	7	1
中部医師会立三朝温泉病院	3	1
済生会境港総合病院	3	3
清水内科医院	2	2
越智内科医院	2	2
岸田内科医院	1	0
竹田内科医院（本町）	1	1
橋本外科医院	1	1
まつだ内科医院	1	1
音田内科	1	1
山本内科医院（倉吉市）	1	1
赤碓診療所	1	1
下山医院	1	1
旗ヶ崎内科クリニック	1	1
本田医院	1	1
合 計	524	366

（2）部位別登録件数（含重複例）

部 位	件 数	新規登録件数
口腔・咽頭癌	14	11
食 道 癌	21	13
胃 癌	97	66
十二指腸癌	1	0
結 腸 癌	50	32
直 腸 癌	25	20
肝 臓 癌	31	20
胆嚢・胆管癌	17	13
膵 臓 癌	19	13
上 顎 洞 癌	2	0
喉 頭 癌	1	1
肺 癌	64	38
縦 隔 腫 瘍	1	1
皮 膚 癌	17	14
軟 部 腫 瘍	1	1
乳 癌	34	28
外 陰 部 癌	1	1
子 宮 癌	15	14
卵 巢 癌	3	3
前 立 腺 癌	42	33
腎 臓 癌	13	8
膀 胱 癌	17	7
脳 腫 瘍	4	1
甲 状 腺 癌	7	7
下 垂 体 腫 瘍	4	4
頭 蓋 咽 頭 腫	1	1
原 発 不 明 癌	5	5
リンパ腫	7	4
骨 髄 腫	5	4
白 血 病	3	2
骨髄異形成症候群	2	1
合 計	524	366

「予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行」等について

予防接種実施規則の一部を改正する省令が、平成21年6月2日公布され、施行されたことについて、厚生労働省健康局長より各都道府県知事に対し通知がなされ、日本医師会感染症危機管理対策室長より、本会宛通知がありましたのでお知らせ致します。

今回の改正の概要等は下記のとおりです。また、今回の改正に伴う以下通知（定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて）についても併せてお知らせいたします。

つきましては、会員各位におかれましても本件についてご了解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正の概要

日本脳炎については、予防接種法第3条第1項の規定に基づき定期の予防接種を行うこととされているが、今般、新たに乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤（販売名：ジェービックV）が薬事法に基づく承認がなされたことから、「日本脳炎ワクチン」に加え「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を定期の予防接種に用いるワクチンとして追加すること。

2. 留意事項

今般の「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を定期の予防接種に用いるワクチンに追加する措置を講ずるに当たっては、薬事法に基づく乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（販売名：ジェービックV）の承認に際し、「第2回目の追加免疫以降の有効性及び安全性は確立していない（使用経験が少ない）」（同製剤添付文書「用法及び用量に関連する接種上の注意」とされていることから、予防接種実施規則の一部を改正する省令においては、当該ワクチンを定期の第1期予防接種に使用するワクチンとして位置づけるものとして定めたところであること。なお、「日本脳炎ワクチン」の接種については、引き続き、その供給が可能である間、定期の予防接種に使用するワクチンとして位置付けているところである。

3. 施行期日

公布の日から施行するものとしたこと。

【通 知】**定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の取扱いについて****1. 日本脳炎に対する予防接種の安全性の確保について**

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤の使用に当たっての留意事項について」（平成21年2月23日付け厚生労働省薬食審査発第0223001号）に基づき、市販後の重篤な副反応に関するデータを速やかに収集し、適正使用に必要な措置を講ずることが薬事承認の際の承認条

件となっているところである。

医療機関においては以下の事項に留意し、予防接種の安全確保に努めること。

ア 「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、多くの小児に対して使用された経験がなく、安全性に関する知見が十分蓄積されていないことを踏まえ、接種を希望する保護者があった場合には十分な説明と同意に基づいて接種すること。

イ 医師が予防接種後の副反応を診断した場合には、「定期の予防接種実施要領」に基づき、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市区町村長へ報告すること。

また、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」の承認条件に鑑み、当該予防接種後副反応報告については、厚生労働省において、安全対策のために、接種対象者及び保護者に関する個人情報を除き当該ワクチンの製造販売業者等に対し情報提供することがあり、薬事法第77条の3第1項に基づき、製造販売業者等から副反応等に関する情報収集協力依頼がなされた際には、医療機関においても、薬事法第77条の3第2項に基づき、製造販売業者の当該情報収集への協力を努めること。

ウ 予防接種後副反応に対する適切な安全対策を講じるためには、副反応の発生数とともに接種者数を把握することが重要であることから、「日本脳炎に係る定期予防接種者数の把握について（依頼）」（平成21年6月2日付健感発第0602001号）に基づき、市町村から日本脳炎に係る定期の予防接種の接種者数の把握に関する依頼があった場合にはこれに協力すること。

エ 接種を希望する者に対しては、第1期の初回接種（2回接種）の接種スケジュール等が適切に完了できるよう、接種に必要なワクチンの入手等について、事前に製造販売業者等と十分に協議等を行うとともに、医療機関においても必要量を考慮した上で、注文及び在庫管理を行うよう留意すること。

2. 予防接種の積極的な勧奨について

「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」については、定期の第1期予防接種に使用するワクチンに位置づけるものの、予防接種に関する検討会での結論を受け、積極的に勧奨接種を行う段階には至っていないため、接種の積極的な勧奨をしないこととされたい。

また、従来より使用されているマウス脳による製法のワクチンに関しては、接種における積極的な勧奨は差し控えていたものの、定期の予防接種の対象者のうち日本脳炎に感染するおそれが高いと認められる者等に関して、その保護者が「日本脳炎ワクチン」による予防接種を受けさせることを特に希望するものについては、当該保護者に対して日本脳炎の予防接種の効果及び副反応を説明し、これに基づく予防接種実施に関する明示の同意を得た上で接種を行うことは差し支えないとしてきたところであり、本措置は引き続き継続するものとする。

なお、積極的な勧奨を差し控えたことにより、接種を受けないまま、予防接種法施行令に規定する対象期間を超過した者に対しては、経過措置等について検討を継続していることを申し添える。

日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A（平成21年5月末更新版）について

6月2日（火）より「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が、日本脳炎の定期の第1期予防接種に使用が可能になるにあたり、予防接種の対象者及びその保護者又は接種医等が当該ワクチンの接種の判断等に資するよう、日本脳炎ワクチン接種に係るQ&Aが更新され、厚生労働省結核感染症課より各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、日本医師会感染症危機管理対策室長より、本会宛通知がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、会員各位におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※このことについての詳細は、下記ホームページにてご確認頂くか、または資料の送付をご希望の先生は鳥取県医師会事務局（TEL 0857-27-5566）までお問い合わせください。

◎厚生労働省HP

「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A（平成21年5月末改訂版）」

<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>



K.T

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）

鳥取県衛生環境研究所

(H21年5月4日～H21年5月31日)

1. 報告の多い疾病

(インフルエンザ定点29、小児科定点19、眼科定点3、基幹定点5からの報告数)

(単位：件)

1	感染性胃腸炎	542
2	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	221
3	インフルエンザ	115
4	水痘	105
5	突発性発疹	44
6	流行性耳下腺炎	28
7	その他	47

合計 1,102

2. 前回との比較増減

全体の報告数は、1,102件であり、37% (659件)

の減となった。

〈増加した疾病〉

水痘 [15%]、突発性発疹 [5%]。

〈減少した疾病〉

インフルエンザ [63%]、感染性胃腸炎 [40%]、A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 [34%]。

〈増減のない疾病〉

なし。

※今回（19週～22週）または前回（15週～18週）に1週あたり5件以上、報告のあった疾病を対象に計上した。

3. コメント

- ・ロタウイルスの流行は、ほぼ終息しました。
- ・中部地区で、水痘の患者が増加しています。

報告患者数（21.5.4～21.5.31）

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
インフルエンザ定点数	(12)	(6)	(11)	(29)	
1 インフルエンザ	10	17	88	115	-63%
小児科定点数	(8)	(4)	(7)	(19)	
2 咽頭結膜熱	8	5	7	20	122%
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	137	25	59	221	-34%
4 感染性胃腸炎	183	223	136	542	-40%
5 水痘	43	27	35	105	15%
6 手足口病	0	0	2	2	-75%
7 伝染性紅斑	1	0	0	1	-67%
8 突発性発疹	21	10	13	44	5%
9 百日咳	0	0	2	2	100%
10 ヘルパンギーナ	0	0	3	3	-67%

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
11 流行性耳下腺炎	12	14	2	28	0%
12 RSウイルス感染症	2	4	0	6	50%
眼科定点数	(1)	(1)	(1)	(3)	
14 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	—
15 流行性角結膜炎	4	0	1	5	-29%
基幹定点数	(2)	(1)	(2)	(5)	
16 細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	0	0	1	1	—
17 無菌性髄膜炎	0	1	1	2	—
18 マイコプラズマ肺炎	2	1	2	5	0%
19 クラミジア肺炎(オウム病は除く)	0	0	0	0	—
合計	423	327	352	1,102	-37%

平成21年度全国国民健康保険組合協会中国・四国支部総会

日 時：平成21年5月16日（土）午後2時～午後2時40分

場 所：ホテルニューオータニ鳥取 鳥取市今町2丁目153

〈概 要〉

平成21年度全協中国・四国支部総会および委託研修会を鳥取県医師国保組合（岡本公男理事長）の担当で開催した。中四国支部の13組合（医師国保：9組合、薬剤師国保：2組合、歯科医師国保組合：2組合）から75名の出席者により、支部総会・委託研修会を行った。支部総会では、7議案につき全会一致で承認され、委託研修会では、（社）全国国民健康保険組合協会 中村嘉昭常務理事、前鳥取県知事で慶應義塾大学法学部政治学科 片山善博教授による講演が行われた。

1. 開会

2. 支部長挨拶〈鳥取県医師国保組合 岡本公男理事長〉

本日は、全協中国四国支部総会を開催したところ、遠路ご参集いただき感謝申し上げます。

今は、何をにおいても新型インフルエンザの話をしななければいけないと思うが、この会に向いているとは思わない。しかし、現実的に神戸等で感染者が出てざわざわしており、昨日から様々な情報が入っている。

この会に向いている話題といえば、「特定健診」だと思う。本日、私は、医師国保組合で保険者の立場であるわけだが、一方、特定健診を実施する医療提供者でもある。保険者の立場からすれば、「受診率の向上、疾病の予防、医療費の削減」ということになる。医師の立場からしても、やはり「受診率の向上、疾病の予防」は共通であるが、『医療費の「適正化」と称する削減』だけは少しだけ足りない。また、健診項目が減少し、本当に患者さん、いや被保険者のための健診なのかと疑問に思うところである。

平成17年、当時の小泉内閣によりあらゆる分野での改革が進められた。医療界では、医療制度改革大綱として、医療費の削減、いわゆる2,200億円の社会保障費の削減や、保険者の再編統合などが示され、特定健診もその一環である。また、社会保険庁の解体により、政府管掌健康保険が「協会けんぽ」となり、各県ごとの医療費分析、保険料算定が可能となった。これについては、賛否両論あるところである。更に、後期高齢者医療制度により75歳以上の方々の保険がひとつになった。今後、どの保険がどのような形で再編統合されるのか全くわからないが、我々国保組合は自助努力により順調に運営しているので、今後とも、継続して組合が運営できるよう、一致団結して取り組んでいければと思う。

さらに、中四国支部の9県の医師国保、2つの薬剤師国保、2つの歯科医師国保組合の13組合で運営上



の相互理解と国保組合間の連携の強化をより一層はかっていきたいと思うので、今後とも支部運営にご理解ご協力お願い申し上げます。

また、本日は、平成20年度事業状況報告並びに決算、平成21年度事業計画、収入支出予算についてご審議をよろしくお願いしたい。

3. 来賓祝辞 〈(社)全国国民健康保険組合協会 中村嘉昭常務理事〉

日頃から全協の事業に多大なご支援をいただいていることに対して厚く御礼申し上げます。

昨年4月から制度改正があり、大変な作業や整理をされてきたと思う。日頃からの皆様のご尽力により、大きな問題によって国保組合が取り上げられるということもなく、順調に円滑に実施できていると思う。

特定健診特定保健指導は、保険者本来の業務として実施していくことが大事である。また、後期高齢者医療制度の創設によって、被保険者数の減少や国庫補助への影響などがあるが、事業が円滑に実施できるように厚労省にも折衝していきたい。厚労省も予算についてのフリートークングをしている。今後医療保険制度の一元化を中心としいろんな議論がされる。それらについて、一喜一憂するのではなく、国保組合として今までやってきた歴史や経緯を含めて、組合方式によって保険者の自立性を確保し、安定的に行っていくことが大事である。

今後の課題としては、5人未満の事業所の法人適用をどうするかということである。この20～30年の制度改正の動きや検討をみると、財政主導であるが、制度として適用拡大を含めて議論していきたい。

今後ともご意見を頂戴して円滑な実施のための情報提供に精力をつぎ込みたい。また、今年度は所得調査があるが、調査委員会を開いて、先に要望事項を厚労省に出している。ご協力をお願いしたい。

4. 議長選出

慣例により支部長組合の支部長が務めることになっているため、鳥取県医師国保組合 岡本理事長が議長を行うこととなった。なお、中国四国支部の副支部長で香川県医師国保組合の森下理事長からもご挨拶があった。

5. 議事

第1号議案 平成20年度事業報告について

第2号議案 平成20年度収支決算報告について

第3号議案 平成20年度収支決算剰余金処分(案)について

第4号議案 平成21年事業計画(案)について

第5号議案 平成21年収支予算(案)について

第6号議案 平成21年度会費(案)について

第7号議案 「支部運営に関する了解事項」の一部変更について

第1号議案から第3号議案については、前年度支部長組合である徳島県医師国保組合 今井常務理事より説明があり、広島県薬剤師国保組合 岡田理事長から監査報告が行われた。

第4号議案から第7号議案については、当県医師国保組合 神鳥常務理事より説明を行った。7議案とも全会一致で承認された。

6. 閉会

平成21年度全国国民健康保険組合協会中国・四国支部委託研修会

日 時：平成21年5月16日（土）午後2時45分～午後4時45分

場 所：ホテルニューオータニ鳥取 鳥取市今町2丁目153

1. 「国保組合における当面の課題」

〈(社)全国国民健康保険組合協会 常務理事 中村嘉昭氏〉

1 今後の制度改革及び平成22年度概算要求に向けた動向

- (1) 長寿医療制度と国民健康保険の一体化に関する舛添大臣私案の検討
- (2) 高齢者医療制度に関する検討会
- (3) 市町村国保の保険財政共同安定化事業の見直し（平成18年度～21年度までの措置）
- (4) 概算要求基準シーリング（2,200億円）の取り扱いの行方
- (5) 地元国会議員等へのレクチャー
- (6) パンフレットの作成



2 国保組合の組織機能及び財政基盤の確保（保険者機能の充実）

- (1) 五人未満法人事業所の国保組合加入の途を開くこと
 - ①組合の実情把握
 - ②厚生年金の加入（事業主負担）
被保険者全国大会のスローガンの見直し（年金の文言削除）
- (2) 補助金の確保
 - ①定率補助の確保
 - ②医療制度改革に伴う財政波及に係る激変緩和措置の継続

3 特定健診・特定保健指導の実施

- (1) 集合契約の進捗状況
- (2) 保険者協議会中央連絡会の状況（平成20年度実施状況調査、意見要望のまとめ）

4 後発医薬品の使用促進

5 国保組合被保険者の市町村税課税標準額調査（所得調査）

- (1) 課税証明書等の円滑な取得（都道府県をとおして市区町村への協力要請）

2. 「医療・福祉を通して診る日本の政治」

〈慶應義塾大学法学部政治学科 教授 片山善博氏〉



○日本の将来とその国柄を考える

科学技術、文化芸術、教育、福祉・医療の充実と国民の安心
大砲かバターか

- ・相変わらず特別待遇の公共事業－1兆円追加の道路予算、直轄事業負担金軽減など
- ・教育、医療、福祉分野の課題に対する政策的対応との大きな違い

○政治は機能しているか

国民にとって重要な法案を無自覚で処理する国会

- ・裁判員制度
- ・地方財政
- ・地方交付税法
- ・後期高齢者医療制度

政党・政治家のミッションの倒錯

- ・そもそも政党のミッションは何か
- ・選挙は本来何のためにあるか

○官僚機構の腐敗と退廃

社会保険庁の腐敗とミッションの喪失

担当する公務を「飯のタネ」にする霞が関の退廃

- ・高速道路料金1,000円とETC
- ・国民より天下り先を優先

国家公務員制度改革の本質は何か

- ・人事の仕組みを変える
- ・政治の力量とリーダーシップを回復する

○地方分権と地方自治を考える

障害者福祉と地方分権－「総合行政主体論」

後期高齢者保健と地方分権－都道府県の機能と市町村の機能

本当の地方自治とは何か－最高意思決定機関である議会は機能しているか

鳥取県医師国保組合		出席者（敬称略）	
理事長	岡本公男	理事	三宅茂樹
副理事長	富長将人	〃	笠木正明
常務理事	神鳥高世	〃	米川正夫
理事	宮崎博実	監事	明穂政裕
〃	天野道磨	〃	清水正人
〃	渡辺憲		

茎なきたんぽぽ

米子市 芦立 巖

鬱然と佇ち尽くすなり咲きかけて雲みぞれに遭ひし一本桜

撩乱のところに描く夕あかね三分咲きなる桜とわれと

新緑に被つづひ裹まる空深く桜の枝に力あふるる

やじろべゑのからうじて保つバランスのごとくに枝の揺るるこでまり

何となく話題も夏に入り初むる雨吸ひてすゞらん一斉に咲く

今にして善き事のなし人間じんかんに罅ひびわるる道の茎なきたんぽぽ

給はりし命無駄なく生き尽くし老衰なる死はありがたき死よ

麦まんま

倉吉市 石飛 誠一

朝食の茶わんに麦のまんま盛る粒それぞれに褐色の線

昨日みし夢に会いたる友人はみな若くあり勿論我も

「上田健」独身時代の同僚か母の遺品の絵皿の記名

コロコロと川原かわらひわ鵜でも鳴くように矢車まわる空を揚げば

滑るように駈のホームを歩みくる白鵜はくせきれいのその細き脚

健康川柳 (16)

鳥取市 塩 宏

近頃75にて天命を知る

内臓脂肪エコ燃料に使用

歯一本ぬけただけでまづくなる飯

似た親子飲んでるクスリ同じもの

わたくしも飛鳥美人も悩むシミ

健診後禁煙でも始めるかな

太陽さえでていれば生きられます

フロアにてメール忙がしお医者様

還暦にいくつに見えると聞いたがり

ぞろぞろと羊が続く不眠症

鳥取医学雑誌への投稿論文を募集致します

「鳥取医学雑誌」は、鳥取県医師会が発行する「学術雑誌」で年4回（3月・6月・9月・12月）発行しています。締切日は設けておりません。「受理」となった論文は、発行月に最も近い医学雑誌へ掲載いたします。投稿にあたっては、鳥取医学雑誌に掲載している「投稿規定」をご覧ください。優秀な論文に対しては、定例総会席上「鳥取医学賞」が贈られます。

また、32巻より新設した「興味ある症例」欄への投稿も併せて募集致します。投稿要領は編集委員会へご請求下さい。会員各位の日常診療の参考となる論文のご投稿をお待ちしております。

ご不明の点は、鳥取県医師会・鳥取医学雑誌編集委員会へお問い合わせ下さい。

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会内・鳥取医学雑誌編集委員会
TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578
E-mail igakkai@tottori.med.or.jp

老 爺 心 か ら

— 保険診療（指摘事項 —その5）—

南部町 細 田 庸 夫

今回は平成20年7月31日発行、鳥取県医師会「社会保障部だより」平成20年度No.3の「保険指導における指摘事項について（その2）」から引用する。今回は検査・画像診断について触れる。

これに載った指摘事項は検査・画像診断の全項目にわたるものではなく、ごく一部分の指摘しか載っていない。鳥取県医師会報に、ほぼ毎月保険指導における指摘事項が載っている。これらもご参照頂きたい。

「医科点数表の解釈」平成20年4月版の266ページから検査、364ページから画像診断の算定要件等が載っているので、ご熟読頂きたい。

理解し易いように加筆・改変をした。

- 採血検査がセットで実施されており、その中には不必要または必要性に乏しいものが含まれている。検査項目は個々の患者の状況に応じて、必要な項目のみを選択実施するように改善を求める。
- 段階的にすべき検査が、一度に多項目検査として実施されているので、改善を求める。
- 入院時スクリーニング検査として、全例に必要なとは思われない検査が実施されているので、改善を求める。
- 尿沈渣顕微鏡検査が、適応病名が無いまま実施され、診療録に必要性和結果解釈の記載が無い。改善を求める。
- 主訴と関係無い検査が、ルーチン検査として実施され算定されている。改善を求める。
- 適応病名が無く、診療録に関連した症状や所見

の記載も無く実施された検査があり、改善を求める。

- 外来迅速検体管理加算が、算定日のすべての検査項目にかんする結果説明の文書を渡さないまま算定されていた。文書の交付を求める。
- 外来迅速検体管理加算が、算定日に行った全ての検査の結果が得られていないまま算定されていた。改善を求める。
- 呼吸不全・循環不全等の病名で入院した患者で、入院期間の30日間、胸部レントゲン写真も心電図も検査が実施されていない。必要な検査の実施を求める。
- 健康診断目的で行った検査や画像診断を、保険請求することは認められない。
- 検査の必要性を示す記載が診療録に無く、健康診断目的で行ったと疑われる例があった。健康診断目的の検査は保険請求出来ない。
- A保険医療機関で画像を撮影し、B保険医療機関において、B医療機関に所属する保険医が読影したものは、B保険医療機関が請求すべきであるのに、A医療機関が算定請求している。改善を求める。

繰り返しになるが、この「社会保障部だより」平成20年度No.3に載った検査と画像診断に関連した指摘事項は数も限られており、上記が全てではないことは、ご承知頂きたい。

当たり前のことであるが、検査と画像診断は、「実施したら算定出来る」ものではない。多くの場合、それぞれの必要理由、結果、その解釈、そ

してそれを治療等に活用した事実等の診療録記載も求められている。

次号では投薬と注射に触れる。

フリーエッセイ

人物伝；世界同時不況から

鳥取市 はまゆう診療所 田中敬子

松下幸之助に毎日挨拶されていた男

大阪の下町に町工場があった。毎日、憲兵が町を見てまわるとき、必ず町工場から走り出てきて憲兵に挨拶をされる人があった。この町工場は、後に「世界の松下」に発展していった。その腰の低い人こそは、松下電器を創業された松下幸之助さんであった。松下さんに毎日挨拶をされていた人は、父方の祖父の弟牧本万助である。大叔父はその後、高崎辰之助の秘書を経て、大阪市の市会議員を勤めた。私が初めて大叔父に会ったのは中学1年の時であった。大阪を案内してくれた大叔父が、市会議員を引退して何年もたつのに、元議員がもらえる“終身の市バスの全線定期”を持っていたのには驚いた。市会議員とはそんなに偉い人なのだと。松下さんは「世界の松下」になられた後も、自分の創業時の恩人たちを招待して年に1回「感謝する会」を開いていた。大叔父はこの会に招待されることを大変誇りに思っていた。松下幸之助さんは「21世紀が見たい」としきりにおっしゃられていたという。松下の社名がなくなり世界のパナソニックになったが、今の世界同時不況と松下の社名が消えたことを松下さんはどう思われるであろうか。

日銀からの新札しか手にしない潔癖症の銀行マン
津山中学3大秀才の一人、下山元一は、津中に

通う時は、大きな声を出して本を読みながら二宮金次郎のごとく歩いて通学していたという。その後、六高、東大に入学した。東大は金時計で卒業し、卒業と同時に弁護士と公認会計士を取得した。大蔵省に入省し、英国に留学した。その後、日本銀行に入った。日銀大阪支店のときに鴻池銀行以下3つの銀行をまとめて三和銀行を作り、初代の代表取締役になった。大変な潔癖症でドアのノブや取っ手に触るときは必ずハンカチでさわった。お金は日銀から出た新品の札（ピンサツ）しか触らなかった。おつりはハンカチで受けとった。このため、真新しいハンカチを何枚も持っていた。昭和40年代、私の兄が博多に行ったときに、「昔、お金をハンカチで受け取り、ハンカチでドアに触る潔癖症のお客さんがいた」と旅館の仲居さんが面白おかしく動作をまねて見せてくれたという。兄は言った「その人は僕の大叔父さん（母方の祖母の弟）です」、仲居さんと昔話に花が咲いた。

下山が豊中に家を建てるとき、大きな植木を和歌山から運ぶことになった。木が大きすぎて電線にかかり通行できなくなった。関西電力に相談したら関電の社長は即座に「電線を切って通行してください」と答えたという。今なら新聞沙汰になる話だ。

残念ながら下山は胃がんのため早死にした。亡くなる前に母が見舞いに行ったら下山の叔父さん

は母に「子供が生まれてから、勉強はえらいから、させなくてもよい、百姓でよい」といわれたという。しかし、母はその遺言に反して「教育こそ財産、東大、帝大に行けばおじさんのように出世できる」という信念を持って子供に下山の話をかかせ続けた。高校時代の塾の土井先生は、東大を卒業後、関西電力に勤務され社長秘書をされていた

ころに三和銀行の下山を知っていたという。ある時、私が下山の縁戚とわかり大変驚かされていた。世の中狭いものだとお互いに感心した。

三和銀行は合併で名前が消え、さらに世界の銀行、証券会社が倒産するという世界同時不況の今の時代を大叔父は想像したであろうか。

大雪降った！ 李がなった！

鳥取市 中塚 嘉津江

私の父母は果樹が好き。第二次大戦中結婚し、子供達のためにお菓子がないので、10種以上の柿を植えてくれた。りんご、梨、桃などなど。李も植えた。子供の頃、柿を取ってきてつるし柿を作り、お正月用に青果市場へ出荷した。祖母と柿の皮むき競争をしたものだ。しばらく2階の軒下につるし、表面が乾いてからあんまするとポツリしてきて甘くなる。お正月用にはさらに稲わらとつるし柿を交互に置いて、2・3日してまた干しておくともっ白に粉をふき、かっこよくなる。

李も沢山なった。サンタローザ、ソルダムetc。父母が他界してからもいろいろ植えてみたが、高く伸びるだけで全く実がつかなかった。

ところが今年何十年ぶりに1mくらいの大雪が降った。李の木も枝がほとんど折れてしまい、半開きの傘を立てたようだ。

ええい根元から切ってしまうかと草を刈って近づくと、おどろいた。半開きの傘のような枝の内側にこっそりと李の実が鈴なりだ。

それを見て考えなおし、また反省している。よし、枝が水平になるくらいに支柱を立てて、傘を開いたようにしてやろう。雨が降ったら肥料も沢山やろう。これから毎年うまく実を成らそう。しめしめ！ 李（7月～8月）の好きな人寄っといで！ 柿（9月末～11月）もあるよ！

平成21年度日本産婦人科医会鳥取県支部総会

日 時 平成21年 5月17日（日）午後1時

場 所 米子コンベンションセンター

米子市末広町

1. 開会

2. 挨拶

3. 一般講演

4. 議事

1) 平成20年度事業報告について承認を求める件
 会員数は78名（5名減）の他、12項目について報告があった。

2) 平成20年度収支決算について承認を求める件
 一般会計は収入済額4,618,961円、支出済額2,889,254円で、収支差引残額1,729,707円を平成21年度へ繰越。特別会計は収入済額6,451,975円、支出済額50,000円で、収支差引残額6,401,975円を平成21年度へ繰越。

3) 平成21年度事業計画（案）について承認を求める件

1. 母体保護法の適正な運用の周知

2. 学術の向上

定例総会当日の他、随時研修会を開催する。参加者には研修参加証（シール）を配付する。

平成21年度の研修テーマは次のとおり。

A. 母体保護法に関する諸問題

B. (1) 「分娩周辺期の救急」

(2) 「妊孕性を温存する婦人科治療—温存を求められた場合の情報提供」

(3) 「性器脱・尿失禁の治療」

3. 母子保健衛生対策

(1) 母子保健行政への積極的参加と協力

(2) 子宮がん・乳がん検診への協力

(3) B型・C型肝炎及びエイズ予防対策事業へ

の協力

4. 医療対策及び医事紛争対策活動への協調

5. 日本産科婦人科学会鳥取県支部会・鳥取県医師会との連携

6. 本部諸会議への出席

7. 中国ブロック協議会への出席

担当：広島県〈21.8.29-30（土・日）・

リーガロイヤルホテル広島〉

8. 日産婦医会学術集会への参加

担当：九州ブロック、鹿児島県支部〈21.10.10-11（土・日）・鹿児島市〉

9. おぎゃー献金への協力

4) 平成21年度収支予算（案）について承認を求める件

収支予算額4,738,233円で前年度より61,244円増である。

収入、支出ともに昨年度と大きく変わったところはないが、会員数の減少により会費収入が減っている。

5) 感謝状贈呈

表彰及び弔慰規程により「会員のうち、満77才に達したもの」の該当者、長田昭夫先生へ井庭支部長より感謝状と記念品の贈呈があった。

6) 役員改選について

支部長については井庭信幸先生が立候補され承認された。また、地区より推薦された理事候補、東部4名、中部2名、西部4名、大学1名およびその中より選出した副支部長、監事も承認された。副支部長：梅澤潤一先生、監事：澤住和秀先生、清水健二先生、理事：皆川幸久、村江正始、明島亮二、見尾保幸、伊藤隆志、中曾庸博、脇田邦夫、谷口文紀各先生。

7) 顧問の委嘱について

平成20年12月1日付で、原田 省 鳥取大学医学部産科婦人科学教授が承認された。

鳥取大学医学部産科婦人科学准教授

岩部富夫先生

座長：日産婦学会鳥取地方部会長

原田 省先生

5. 特別講演

「産婦人科診療ガイドライン（産科編）の解説」

6. 閉会

鳥取県医師会メーリングリストへご参加下さい

鳥取県医師会では、地域における医師会情報・医療情報の共有と会員同士の親睦を目的に、下記の6つの“メーリングリスト”を運営しています。

1. 総合メーリングリスト（話題を限定しない一般的なもの）
2. 連絡用メーリングリスト（医師会からの連絡などに用いるもの）
3. 緊急用メーリングリスト（医師会のサーバが使えない緊急時に用いるもの）
4. パソコンメーリングリスト（パソコンに関連した話題が中心）
5. ORCAメーリングリスト（ORCAに関連した話題が中心）
6. 学校医メーリングリスト（学校医（幼稚園、保育所を含む）に関連した話題が中心）

参加ご希望の方は鳥取県医師会事務局までご連絡ください。

鳥取県医師会（E-mail kenishikai@tottori.med.or.jp）

「日医白クマ通信」への申し込みについて

日本医師会では、「日医白クマ通信」と題して会員やマスコミ等へ「ニュース、お知らせ」等の各種情報をEメールで配信するサービスを行っています。

配信希望の日医会員の先生方は、日本医師会ホームページ「日医白クマ通信登録」(<http://www.med.or.jp/japanese/members/bear/new.html>)からお申し込みください。

*メンバーズルームに入るには、ユーザー名とパスワード（以下参照）が必要です。

○ユーザー名

会員IDとは、定期刊行物送付番号のことで日医ニュース、日本医師会雑誌などの郵便宛名シールの下部に印刷されている10桁の一連番号のことです。

○パスワード

生年月日を6桁の半角数字（生年月日の西暦の下2桁、月2桁、日2桁）で入力してください。
（例）1948年1月9日生まれの場合、「480109」となります。



広報委員 小林 恭一郎

木々の緑も深まり、雨上がりの緑がまぶしい季節となりました。今年は新型インフルエンザの影響で、外出する気力も薄れ、なんとなく心が晴れません。兵庫県で新型インフルエンザが発症し、いつわが県へ入ってくるか、ドキドキしながら発熱の患者さんを診察していましたが、いつのまにか発症のピークは越えたようでホッとしています。

鳥取砂丘では4月18日から5月31日まで、砂像フェスティバルが開催され、約35万人もの多くの方が来場されました。神戸・大阪など関西からも多くの観光客が来られており、そのうち県内でも発生するだろうと思っていましたが、5月末の時点では県内発生はありません。マスクや消毒液の不足のついてはなんとか解消されそうです。第2波の襲来に備えて、マスク等感染対策グッズを十分に備蓄していきたいと思う今日この頃です。

5月の主な活動、7月の予定を報告いたします。

7月の主な行事予定

- 1日 認知症研究会症例検討会
- 10日 急患診療所運営委員会
- 11日 禁煙指導研究会講演会
- 14日 理事会
- 15日 小児科医会
- 16日 胸部疾患研究会
- 17日 腹部超音波研究会
- 21日 会報編集委員会
- 23日 臨床内科医会
- 28日 理事会

29日 東部三師会納涼親睦会

5月の主な活動

- 12日 理事会
- 13日 臨床内科医会
演題『呼吸器感染症治療におけるPK/PD理論を考慮した抗菌剤の使い方』
倉敷中央病院 呼吸器内科
主任部長 石田 直先生
- 14日 学術講演会
演題『QOLを考えた2型糖尿病治療』
愛媛大学大学院 先端病態制御内科学
特任講師 古川慎哉先生
- 15日 腹部超音波研究会
- 19日 胃疾患研究会
- 20日 小児科医会
- 21日 鳥取市健診説明会
胸部疾患研究会
- 24日 会長杯ゴルフ
- 26日 理事会
会報編集委員会
- 27日 看学臨地実習懇談会
学術講演会
演題『エビデンスに基づいた上腹部症状の治療～新しいGERDガイドラインを含めて～』
兵庫医科大学 上部消化管科
教授 三輪洋人先生
- 29日 勤務医部会委員会



中部医師会

広報委員 井東弘子

中部医師会の5月の活動報告を致します。

- | | |
|--|--|
| 1日 救急医療対策委員会 | 18日 新型インフルエンザ対策委員会 |
| 12日 地域産業保健センター運営協議会 | 19日 心疾患研究会
小児科懇話会 |
| 13日 定例理事会
定例常会
講演
「脳梗塞の臨床—かかりつけ医の為の診断と治療の実際」
鳥取赤十字病院 神経内科部長
太田規世司先生 | 20日 倉吉喫煙問題研究会 |
| 14日 講演会
「ジェネリック医薬品の有効性、安全性について」
明治薬科大学名誉教授 緒方宏康先生 | 21日 消化器癌検診症例検討会
中部吸入療法研究会 |
| 15日 門脇好登先生旭日双光章受章祝賀会 | 22日 救急業務連絡協議会 |
| | 25日 感染症、予防接種委員会
情報システム委員会 |
| | 28日 中部眼科研究会 |
| | 29日 講演会
「老年症候群に配慮した降圧療法」
東京大学大学院医学系研究科 加齢医学講座 准教授 秋下雅弘先生 |
| | 31日 世界禁煙デー関連イベント |



西部医師会

広報委員 岩本好吉

5月中旬に京都に行ってきました。ホテル内や周辺の道路ではニュースで見るとような光景は見かけませんでしたが、修学旅行のバスの中は全員マスクをしていました。

こちらに帰って日曜日に431号線を走ると、県外車、特に関西方面の車をかなり見かけました。「1,000円で関西から逃げてきたのかな。」と推測、「まあまあ、こちらでバラまいてくれるなよ。」と聞こえないように叫びながら走りました。

マスクの有効性がいろいろ言われています。エビデンス云々の前に、人の顔に向かって平気で咳をするような人が多い昨今、「マナーが無いならせめてマスクくらいしてくれ。」と声に出さずに叫びながら診察をしています。

5月31日に日吉津のJUSCOで世界禁煙デー in 米子のイベントが行われました。場所も良かったのか昨年に比べかなり盛況でした。

私が担当した喫煙者で、禁煙を考えた動機は

「周りがうるさいから」、次が「自分と家族の健康のため」。家族、特に子供さんの声が応えるようでした。

5月の主な行事です。

- 1日 整形外科合同カンファレンス
- 8日 学術講演会「心房細動の治療」
セミナー：プライマリーケア医の生涯学習のために
「精神化領域の救急」
- 11日 米子洋漢統合医療研究会
- 12日 消化管研究会
第37回西部臨床糖尿病研究会
- 13日 第441回小児診療懇話会

「夜尿症の臨床」

- 14日 学術講演会
「肝炎治療戦力の最前線」
- 18日 米子医療センター胸部疾患研究会
- 19日 消化器超音波研究会
- 21日 第25回鳥取県西部地区肺がん検診胸部X線勉強会
- 25日 定例理事会
- 26日 消化管研究会
- 27日 第24回鳥取糖尿病 病診 米子地区の会
- 28日 一時救命処置（AED含む）講習会
- 29日 学術講演会
「いかにスムーズに外来でインスリン導入を始めるか！」
- 31日 世界禁煙デー in 米子



広報委員 豊島良太

初夏の候となりました。皆様方におかれましてはますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、5月の医学部の動きについてご報告いたします。

1. 「看護の日」のイベント開催

医学部附属病院では、5月12日「看護の日」に本院の保育施設「すぎのこ」より木村千鳥園長先生を一日看護部長にお迎えし、様々なイベントを行いました。オープニングには、「すぎのこ」の園児達がかわいらしい歌と劇を披露し、外来ホールにお集まりの患者様や職員から大きな拍手が沸きおこりました。続いて木村一日看護部長は、8階病棟をスタートに各病棟をまわり、本院入院中の子ども達一人一人に温かい言葉をかけて励まされました。また、園児が心を込めて手作りしたメ

ッセージ入り“お見舞いカード”を入院中の子ども達にプレゼントし、子ども達はにっこり笑顔で受け取り、楽しい一日となりました。



2. 救命救急センターのチラシを配布

本院では、重症患者受け入れの三次救急医療を担う本院救命救急センターの役割について地域の皆様へ啓発を図るとともに、「最後の砦」としての使命を果たすための協力をお願いするために、「みんなで守ろうみんなの救急医療」と題するチ

ラシを作成しました。5月12日、病院長をはじめ職員10人が外来玄関前でチラシを配布し、医療機関の適切利用を呼びかける活動を行いました。



3. 新放射線治療棟完成～院内研修会及び施設見学会を実施～

本院では新放射線治療棟の新設工事を進めてい

ましたが、このたび待望の治療棟が完成し、本格稼働の運びとなりました。6月24日開催予定の竣工記念式典に先立ち、5月29日に「新放射線治療棟と新治療装置の紹介」と題する職員研修会と施設見学会を実施しました。



5月

県医・会議メモ

- 7日(木) 産業医部会運営委員会
 - 平成21年度日本産婦人科医会鳥取県支部総会 [米子コンベンションセンター]
- 12日(火) 鳥取県後期高齢者医療懇話会 [湯梨浜町役場東郷支所]
- 14日(木) 鳥取県臓器バンク理事会
 - 学校医部会運営委員会
- 16日(土) 平成21年度全国国民健康保険組合協会中国・四国支部総会、委託研修会 [ホテルニューオータニ鳥取]
- 17日(日) 新型インフルエンザ対策に関する県との打合せ会
 - 日本産婦人科医会鳥取県支部理事会 [ホテルセントパレス倉吉]
- 21日(木) 第209回鳥取県医師会公開健康講座
 - 第2回理事会
 - 生活保護法による指定医療機関個別指導計画打合せ会
- 26日(火) 鳥取県保健事業団理事会 [事業団本部]
 - 犯罪被害者支援連絡協議会総会 [県庁]
- 28日(木) 第3回都道府県医師会公益法人制度改革担当理事連絡協議会 [日医]
- 30日(土) 日本医師会女性医師支援センター・シンポジウム [日医]

会員消息

〈入 会〉

鱸 俊朗	鳥取県立総合医療センター	21. 4. 1
玉井 伸幸	鳥取県済生会境港総合病院	21. 4. 1
前田 和久	社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	21. 4. 1
岡田 泰司	鳥取県立厚生病院	21. 4. 21
岡本 敏明	鳥取大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	21. 5. 1
柴垣広太郎	鳥取市立病院	21. 5. 1
山根 成之	米子医療センター	21. 5. 15
久光 和則	米子医療センター	21. 5. 18
小笹 貴子	レディースクリニック ひまわり小笹産婦人科	21. 6. 1

〈退 会〉

西江 浩	西伯病院	21. 3. 31
石川 好明	石川内科胃腸科医院	21. 4. 24
中井三代子	倉吉病院	21. 4. 30
安井斉希子	赤碕診療所	21. 4. 30

〈異 動〉

	⑨米子市両三柳5092 スリーコートB1-1	
福田 健治	↓ ⑨米子市西福原5-5-1	21. 1. 19
	⑨米子市米原8-9-1-102	
吹野 陽一	↓ ⑨米子市米原8-12-34-105	21. 4. 1
	エプソンイメージングデバイス(株) 鳥取事業所健康管理室	
	↓	
	エプソンイメージングデバイス(株) 本社健康管理室	21. 4. 1
	米子市河崎1743	
飯野 晃啓	↓ 新田外科胃腸科病院	21. 4. 1
	鳥取県保健事業団西部本部	
原 宏	↓ 新田外科胃腸科病院	21. 4. 1
	上原クリニック	
平田 茂正	↓ 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬712-3	21. 4. 1
	藤井政雄記念病院	
吉岡 千尋	↓ 倉吉病院	21. 5. 1
	ひろかね内科循環器科クリニック	
	↓	
	医療法人ひろかね内科・ 循環器内科クリニック	21. 5. 1
	米子中海クリニック	
野嶋 明夫	↓ 米子東病院	21. 6. 1

保険医療機関の登録指定、異動

保険医療機関の指定、廃止

ひろかね内科・循環器内科クリニック	西伯郡	西医129	21. 5. 1	新	規
ひろかね内科循環器科クリニック	西伯郡		21. 4. 30	廃	止

原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定、辞退

尾西小児科医院	倉吉市		21. 3. 31	辞	退
浜本眼科クリニック	境港市		21. 4. 16	指	定
医療法人社団田辺医院	米子市		21. 4. 20	指	定
医療法人ひろかね内科・循環器内科クリニック	西伯郡		21. 5. 1	指	定
ひろかね内科循環器科クリニック	西伯郡		21. 4. 30	辞	退

6月12日、世界保健機構（WHO）が新型の豚インフルエンザの警戒レベルをフェーズ6に上げたと報じられた。これは世界的大流行であるパンデミックを意味している。最近、国内では鳥取県を始め単発例の報告はあるが、印象としては収束に向かってるように思われたのでそのタイミングが適切だったのか疑問が残る。世界的に急速な広がりを見せていた時には、世界経済への影響を考慮して最高度にすることは見送られたのだが、いくら冬を迎えた南半球に感染が拡大したからといってあまりに安易な措置のように思える。近いうちに発生が予想されている猛毒型と言われる鳥インフルエンザの流行時には、再度パンデミックを宣言するのだろうか？ 我々はいたずらにパンデミックという言葉の響きに惑わされることなく、この冬の大流行がないことを念じつつ備えたい。

さて、6月号会報の巻頭言は、清水監事が「労働基準法」について書かれています。労基法では週の労働時間は原則40時間、時間外労働もひと月45時間は労使間の協定があれば認められるようですが、病院など実際の医療現場では勤務医の先生方のサービス残業に近い献身的な労働により地域医療が成り立っているのが現実だと述べています。このことは、坂野先生の「日本医師会女性医師支援センター・シンポジウム」報告の内容（調査回答された女性医師の4分の1が週70時間以上勤務）からも伺えます。清水先生は、国の言うように当直が時間外勤務であるとすれば相応の手当

てが必要であり、労基法の規程どおり運用すれば地域医療は破綻しかねず国による財政援助が必要とし、その財源として社会保障費2,200億円削減の撤廃を訴えています。「鳥取県医師会産業医部会運営委員会」では、日医認定産業医を取得しても産業医になれないので何とかして欲しいとの会員の問い合わせについて、各地区の地域産業保健センターが企業からの推薦依頼があった場合に色々な条件を考慮して推薦しているとの回答が載せられています。せっかく苦勞して資格を取られても、実際にその資格を生かされていない先生方は多いのではないのでしょうか。「学校医部会運営委員会」では学校医の質を如何に上げていくかが話し合われていますが、いよいよ認定学校医制に向けて具体的な検討が始まるようです。質の向上もさることながら、学校医としての仕事の平準化と確実な情報伝達が行えるようにして欲しいものです。「新型インフルエンザ対策に関する県との打ち合わせ会」については、神戸で始めて発生した翌日の日曜日に急遽開催され、様々な点が話し合われたようです。本格的な大流行に備えてよい予行演習にはなったのではと考えます。その他、公益法人制度改革についての日医の会議、歌壇・俳壇・柳壇、会員の声、フリーエッセイなど盛り沢山の内容です。また、糖尿病診療一口メモを鳥取県糖尿病対策推進会議委員の富長先生より頂いています。ご一読下さい。

編集委員 神鳥高世

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori.med.or.jp/>

鳥取県医師会報 第648号・平成21年6月15日発行（毎月1回15日発行）

会報編集委員会：神鳥高世・渡辺 憲・天野道磨・山家 武・秋藤洋一・中安弘幸・山口由美

● 発行者 社団法人 鳥取県医師会 ● 編集発行人 岡本公男 ● 印刷 今井印刷(株)

〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578
E-mail: kenishikai@tottori.med.or.jp URL: <http://www.tottori.med.or.jp/>

〒683-0103
鳥取県米子市富益町8

定価 1部500円（但し、本会会員の購読料は会費に含まれています）

禁煙推進に関する日本医師会宣言 (禁煙日医宣言)

喫煙は、がん・心臓病・肺気腫等の疾病の原因となるなど健康に悪影響を与えることが医学的にわかっている。また、受動喫煙についても健康被害があるとの研究結果が報告されている。

日本医師会は、国民の健康を守るために、喫煙大国からの脱却をめざして、今後とも禁煙推進に向けて積極的に取り組んでいくこととし、ここに禁煙日医宣言を行う。

1. 我々は、医師及び医療関係者の禁煙を推進する。
2. 我々は、全国の病院・診療所及び医師会館の全館禁煙を推進する。
3. 我々は、医学生に対するたばこ健康についての教育をより一層充実させる。
4. 我々は、たばこの健康に及ぼす悪影響について、正しい知識を国民に普及啓発する。
特に妊婦、未成年者に対しての喫煙防止を推進する。
5. 我々は、あらゆる受動喫煙による健康被害から非喫煙者を守る。
6. 我々は、たばこに依存性があることを踏まえて、禁煙希望者に対する医学的支援のより一層の充実を図る。
7. 我々は、禁煙を推進するための諸施策について、政府等関係各方面への働きかけを行う。



ゆったりと、健やかな日々を。

ロンドン製外

循環器・糖尿病領域は、アステラス。

HMG-CoA還元酵素阻害剤(アトルバスタチンカルシウム水和物錠) 薬価基準収載

リピートル錠 5mg
10mg

指定医薬品、処方せん医薬品(注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Lipitor**[®]

経口プロスタサイクリン(PGI₂)誘導体制剤(ベラプロストナトリウム錠) 薬価基準収載

ドルナー錠 20μg

創薬、指定医薬品、処方せん医薬品(注意—医師等の処方せんにより使用すること) **DORNER**[®]

胆汁排泄型持続性AT₁受容体ブロッカー(テルミサルタン) 薬価基準収載

ミカルディス錠 20mg
40mg

指定医薬品、処方せん医薬品(注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Micardis**[®]Tablets

速効型食後血糖降下剤(ナテグリニド錠) 薬価基準収載

スターシス錠 30mg
90mg

指定医薬品、処方せん医薬品(注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Starsis**[®]

アステラス製薬株式会社

東京都板橋区蓮根3-17-1

[資料請求先] 本社 / 東京都中央区日本橋本町2-3-11

■ご使用に際しましては、製品添付文書をご参照ください。

豊かな老後 確かな支え

日本医師会 年金

ご加入のおすすめ

特 色

1. 日本医師会が運営する会員のための唯一の年金。
私的年金として我が国最大規模を誇っています。
2. 長寿社会に対応した年金です。
長生きするほどお得な年金です。
3. 生活設計に応じて年金額を決定できます。
4. 掛金には上限がありません。増減はいつでもできます。
5. 計算利率は魅力ある年1.5%です。

加 入 の 資 格

日本医師会会員で加入日現在、満64歳6ヶ月未満の方です。また、年金の受給権が発生する満65歳までは本会の会員であることが条件です。
会員の種別は問いません。

*パンフレットのご請求と詳細については

日本医師会 年金・税制課

TEL. 03-3946-2121 (代)

FAX. 03-3946-6295

Eメール nenkin@po.med.or.jp

ホームページ <http://www.med.or.jp/>